

インサイダー取引に対する 当局の取組み

証券取引等監視委員会
事務局次長 松井 英隆

目次

- I. インサイダー取引規制
- II. インサイダー取引の事後監視(エンフォースメント)の状況
- III. 未然防止の重要性と関係者の取組み

I インサイダー取引規制

(金融商品取引法166条・167条)

- ①誰が： 発行会社や公開買付け等の関係者が
- ・ 発行会社や公開買付け者の役員
 - ・ 発行会社や公開買付け者との契約締結者等
 - ・ これらの者から、直接情報の伝達を受けた者 …
- } **会社関係者**
(公開買付け者等関係者)
- 情報受領者**
- ②どんな場合に： (職務等に関し) 重要事実を知って
- ・ 決定事実
 - ・ 発生事実
 - ・ 決算情報
 - ・ その他、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの (バスケット条項)
- ③いつ： 公表前に
- ・ T D n e t を通じた適時開示
 - ・ 新聞等報道機関2社以上+12時間ルール
 - ・ 法定開示書類の公衆縦覧
- ④何を： 株式等を売買してはならない
- ・ 利得の有無は関係なし

会社関係者・情報受領者

会社関係者

○上場会社等の役職員

帳簿閲覧権を有する株主

法令に基づく権限を有する者(ex. 監督官庁の職員)

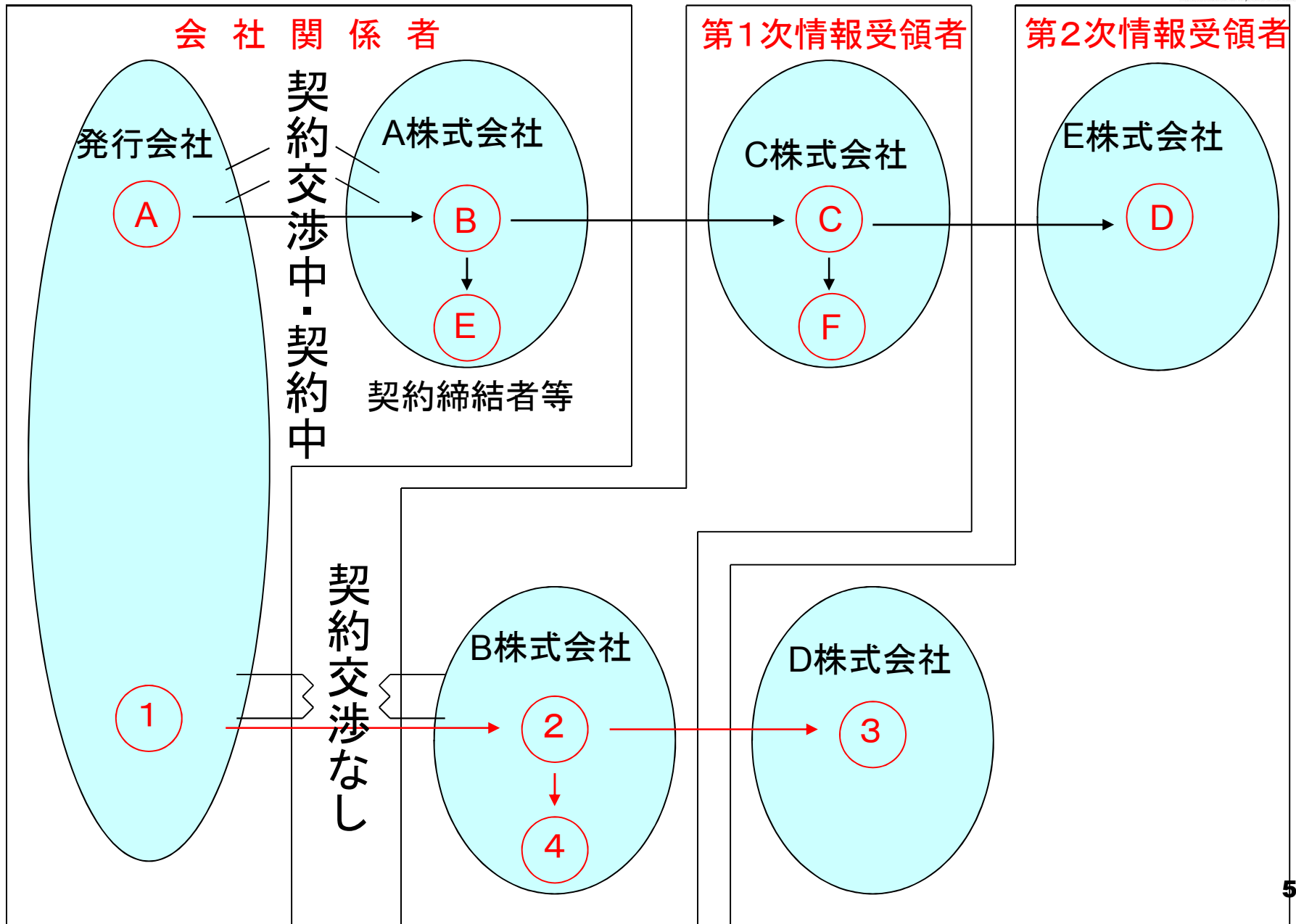
契約締結者、締結交渉中の者(関与する弁護士等も含む) 等

元会社関係者(該当しなくなってから1年以内の者)

○情報受領者

会社関係者から重要事実の伝達を受けた者(ex. 家族、同僚)

→情報受領者から情報を得た者(2次受領者は対象外だが共犯になることも)



重要事実（法166②、法167②）

（決定事実、発生事実、決算情報、バスケット条項）

- 投資判断に重要な影響を及ぼす情報
 - 新株等発行、株式交換、合併、業務提携、災害等による損害、主要株主の異動、業績予想修正、その他投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実（バスケット条項）等
- 日常用語の「重要な事実」と同じではないのでルール理解は必要。一方で、バスケット条項の解釈には「プリンシプル」「常識」が重要。
- 子会社に生じた事実や公開買付も含まれる
- 重要事実の発生時期に注意
 - 会社の正式な機関決定（取締役会決議など）よりも相当早い時期に実質的な決定がされたと認定されるのが通常

バスケット条項による告発、勧告事例

◎ 金商法166条2項4号

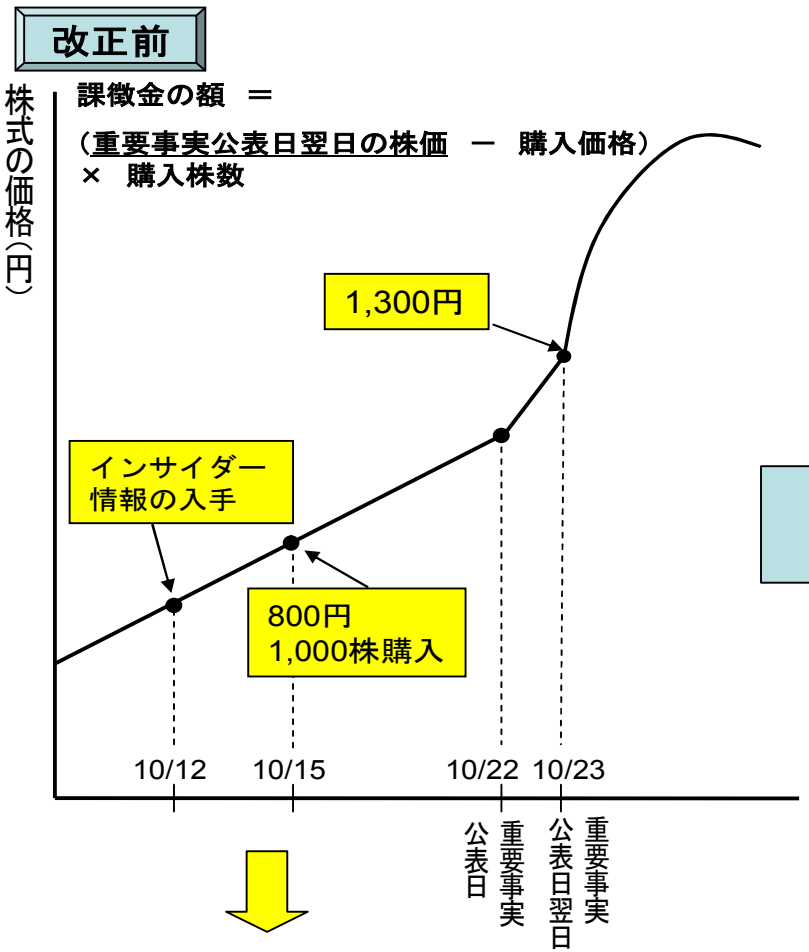
当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

- ～ 過年度決算に過誤があった事実の発覚、複数年度にわたる不適切な会計処理の判明
- ～ 払込金の払込みがされず新株の失権が確実に became a fact

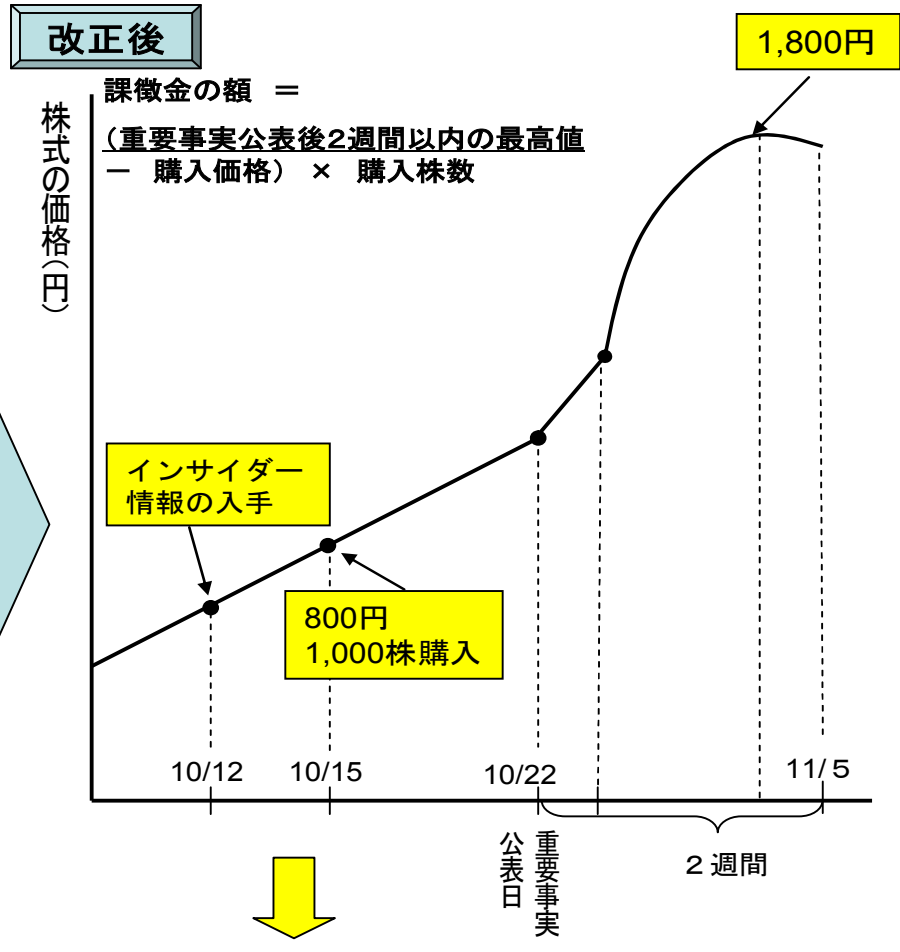
インサイダー取引違反への制裁等

- 違反者には、
 - 刑事罰
 - 5年以下の懲役、500万円以下の罰金(法197条の二十三)
 - 法人両罰・重課規定=5億円以下の罰金刑(法207条①二)
 - 没収・追徴(犯罪行為により得た財産)(法198条の2①一、②)
 - 課徴金(行政上の措置)
 - 自己の計算でインサイダー取引を行った者は、「経済的利得相当額」の課徴金の納付が命じられる(法175条)。
 - 「経済的利得相当額」の算定は実際の利得額ではなく法定の計算方法による。
 - * 重要事実公表後2週間の最高(安)値の株価×買(売)付株数－買(売)付価格
 - 制度の運用に慎重を期する観点から、納付命令の事前手続きとして、審判手続きを経ることとされている。
 - 課徴金は刑事罰と併科することができ、その場合は刑事罰(没収・追徴)の調整規定あり。

インサイダー取引に対する課徴金の見直し(平成20年金商法改正)



課徴金の額 (1,300 - 800) × 1,000株 = 50万円



課徴金の額 (1800 - 800) × 1,000株 = 100万円

→ 過去の課徴金事案に当てはめると、おおむね改正前の2倍程度の課徴金額

インサイダー規制20年の歩み

- 昭和62年 9月 タテホ化学工業の財テク失敗を巡る一連の取引
- 63年 2月 大蔵省・証券取引審議会「内部者取引の規制の在り方について」**
- 平成 元年 4月 **証券取引法改正(インサイダー規制 施行)**
- 2年 6月 日新汽船株式に関する規制違反・警視庁による摘発
⇒ インサイダー規制違反の初めての事例
- 3年 4月 マクロス株式に関する規制違反
⇒ 大蔵省による初の告発事例
- 4年 7月 **証券取引等監視委員会が発足**
- 6年10月 日本商事株式に関する規制違反
⇒ 証券取引等監視委員会による初の告発事例
- 17年 4月 **証券取引法改正**
(インサイダー規制違反に対する課徴金の導入 施行)

昭和63年2月 証券取引審議会

内部者取引の規制の在り方について（抄）

有価証券の発行会社の役員等は、投資家の投資判断に影響を及ぼすべき情報について、その発生に自ら関与し、又は容易に接近しうる特別な立場にある。これらの者が、そのような情報で未公開のものを知りながら行う有価証券に係る取引は、一般にインサイダー取引、すなわち内部者取引の典型的なものと言われている。こうした内部者取引が行われるとすれば、そのような立場にある者は、公開されなければ当該情報を知りえない一般の投資家と比べて著しく有利となり、極めて不公平である。このような取引が放置されれば、証券市場の公正性と健全性が損なわれ、証券市場に対する投資家の信頼を失うこととなる。

内部者取引の規制が必要とされる所以である。

… 当審議会としては、内部者取引の未然防止を図るとともに、これを規制する法制の整備を速やかに進めるべきであるとの結論に達した。

証券取引法改正案に対する付帯決議

衆議院大蔵委員会における付帯決議（抄）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 内部者取引の規制に当たっては、行政当局、証券取引所等関係者において未然防止体制の整備に万全を期すること。
- 一 内部者取引の規制に当たっては、その規制の範囲が具体的かつ明確になるよう配慮すること。」（昭和63年5月13日 衆議院大蔵委員会議録第17号16頁）

参議院大蔵委員会における付帯決議（抄）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 内部者取引の規制に当たっては、その規制の対象となる範囲が具体的かつ明確になるよう努めるとともに、行政当局、証券取引所等関係者において未然防止体制の整備、市場監視・検査体制の充実に万全を期すること。」
（昭和63年5月24日 参議院大蔵委員会会議録第16号2頁）

平成15年12月 金融審議会金融分科会・第一部会報告

市場機能を中核とする金融システムに向けて（抄）

一般の個人が市場への参加を躊躇する背景には、証券投資に対する知識不足のみならず、市場において自らが公平に扱われるかどうかについての疑念が存在するものと考えられる。現在の監視委員会も、平成3年の証券不祥事において、力のある者だけが損失補填を受けたことへの国民の不公平感や怒りを契機に誕生した。…

さまざまな違反行為の程度や態様に応じ、最適な手段によるエンフォースメントを可能にするためには、

金銭的負担を課す課徴金制度や…など、ツールの多様化を図る必要がある。

米国SECが連日のように、さまざまなツールを活用して摘発している事態につき、米国民は違反の多さに愛想を尽かすというより、ルール破りは割に合わないという規律を感じ、むしろ市場への信頼の源泉となっている。

(参考) 株式市場はどのようなときに発展するのか

* ラグラム・ラジャン、ルイジ・ジンガレス著「セイヴィング キャピタリズム」
(堀内他訳、18年1月、慶應義塾大学出版会) より抜粋(一部要旨)

○ 一般的に言えば、市場は真空の中に出現するのではない。市場が機能するためには、インフラストラクチャーを必要とする。

＜市場経済化を進めたポーランドとチェコの経験から＞

ポーランドとチェコ共和国がベルリンの壁崩壊後、株式市場をいかにして創設しようとしたか。同じ程度の経済発展の水準から出発した両国は異なる道を選んだ。

チェコは市場の自己組織化能力を強く信じていた。...市場の堅固なインフラを形成する前に、大規模な民営化を開始した。

ポーランドは、対照的に、より漸進的に、最初に厳格な情報開示基準を導入した。ついで、米国SECと類似の機関を作り、少数株主保護のための規則や情報開示を確実に遂行させる仕事を担わせた。

民営化を進展させたのはポーランドのほうだった。
数年後の状況は、ポーランドにやり方が正しかったことを証明しているように思われる。

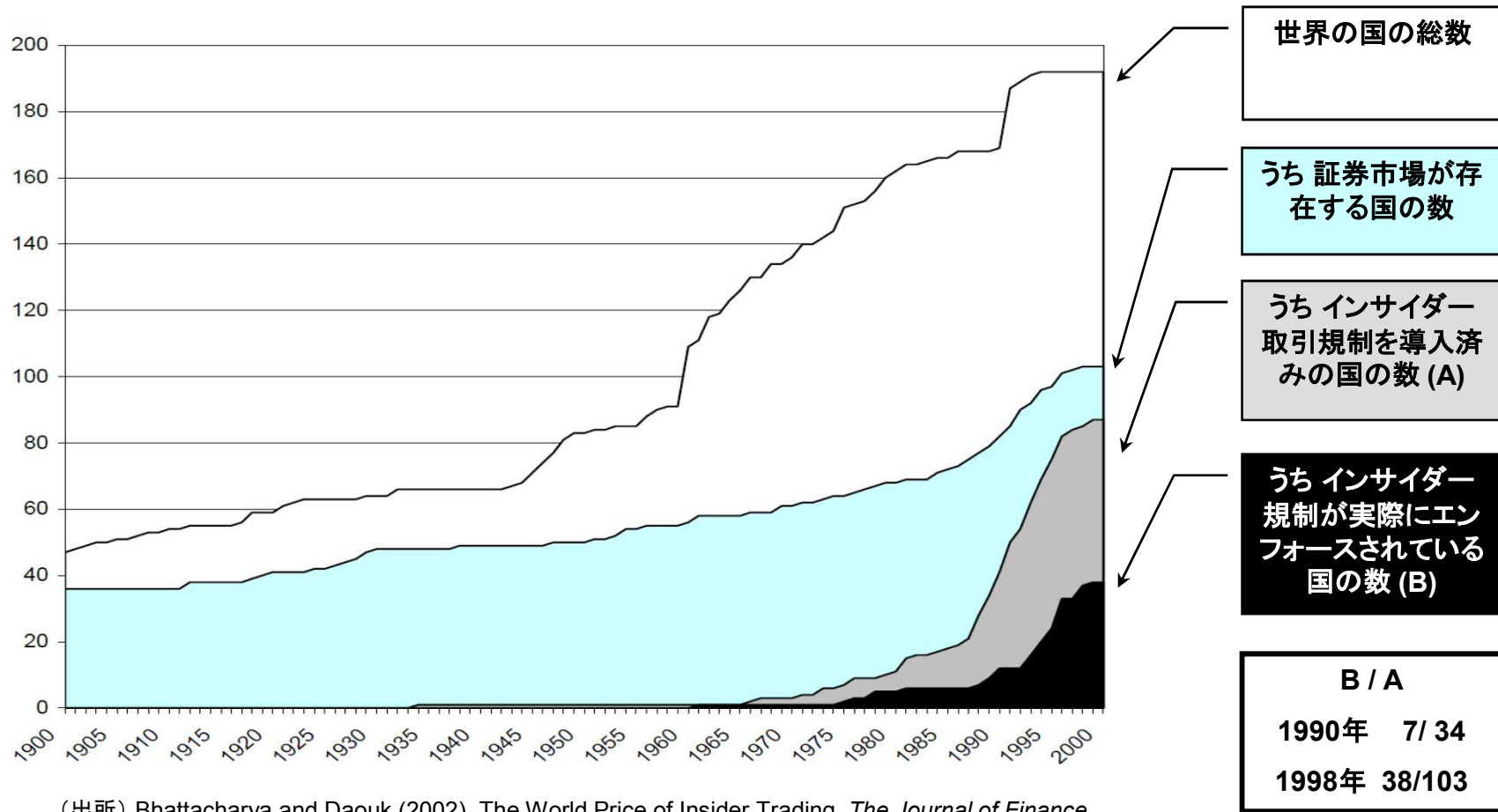
チェコの株式市場は開始時点では規模が大きかったが、小口投資家が有効に保護されていないことを理解し始めるにつれて、急速に勢いを失った。投資家がインサイダーによって騙されていたとか、少数株主に対して企業のインサイダーと大手の機関投資家が結託しているという話が当たり前になった。投資家が初期に不幸な体験をした結果、チェコの企業は資金調達の源泉を失った。1996年から98年の間、株式公募により資金調達を行った企業はなかったのである。

それと対照的にポーランド政府当局は、少数株主の権利の侵害を積極的に訴追する意志を示したので、開始当初は小さかったポーランド市場は、すぐにチェコを上回るようになった。自分たちの権利が有効に保護されていることを知って、投資家はポーランドの株式市場を信頼することができるようになり、その結果、新旧両企業は、1996－98年の間に25億ドルの資本を調達できた。

○ 多様な投資家にとって、証券取引委員会（SEC）のような、自分たちの利益を代表する組織や、自分たちを守る法律が必要。



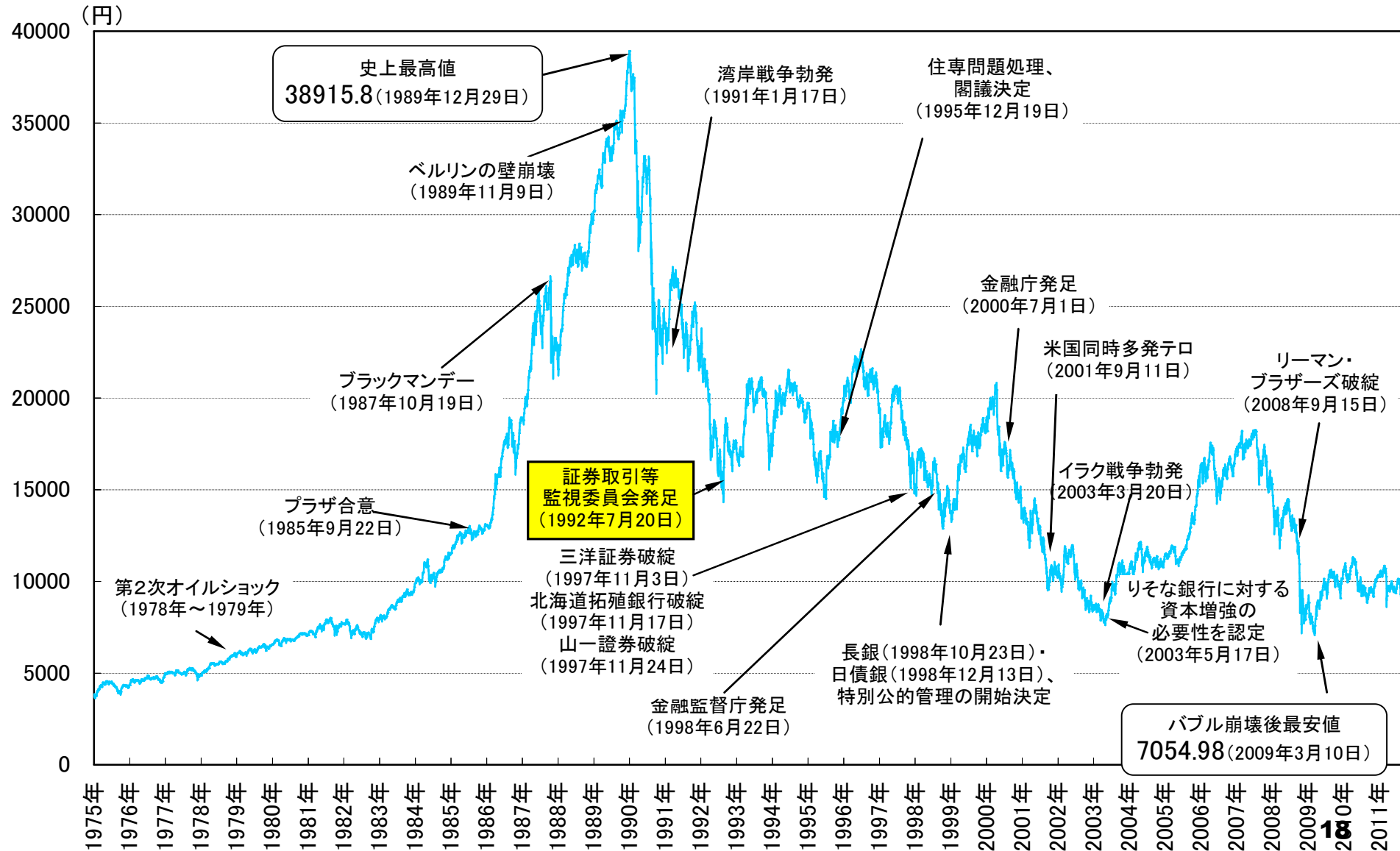
(参考) 世界のインサイダー取引規制の歴史



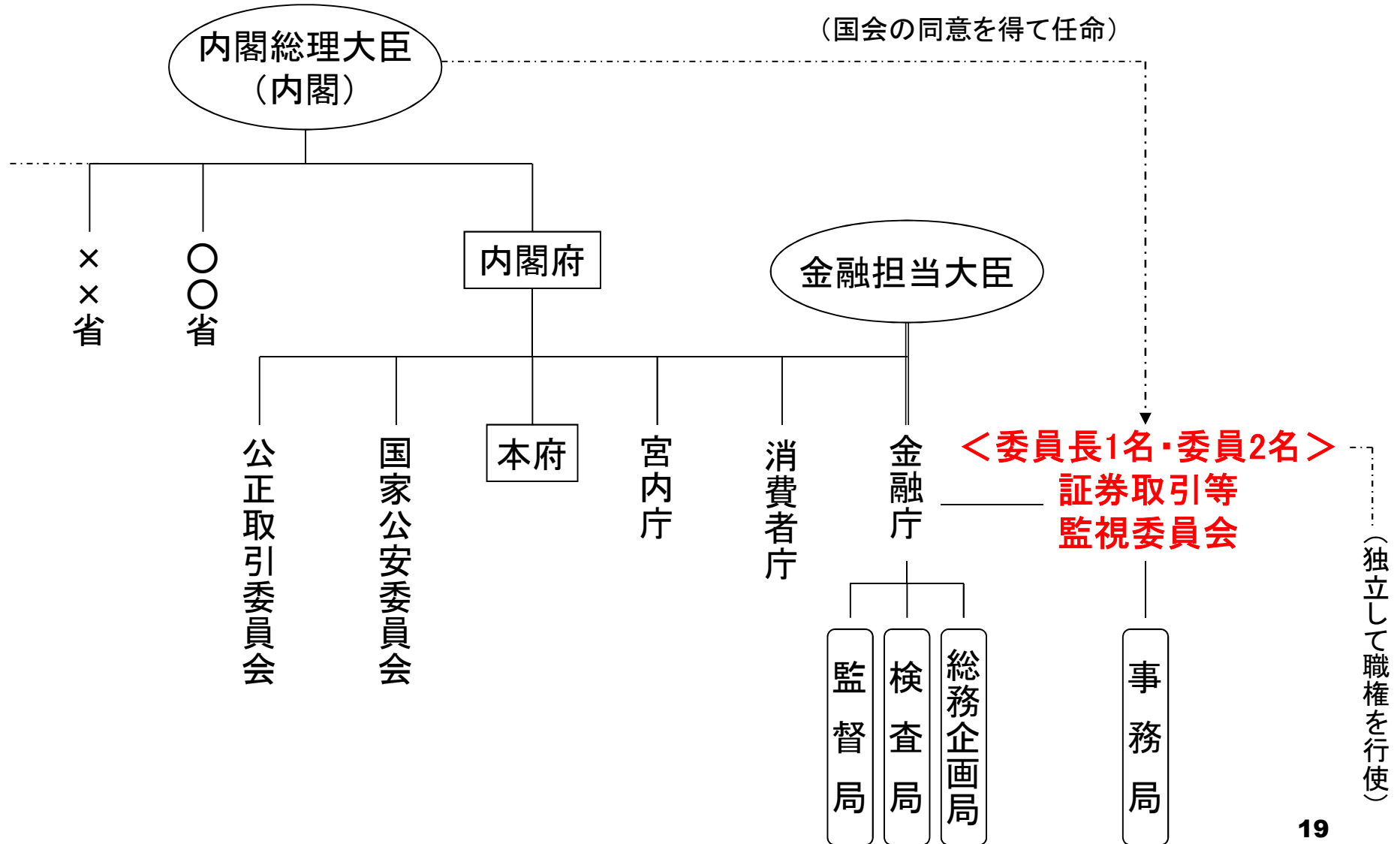
証券取引等監視委員会とは

- 金融庁(内閣府の外局)に置かれた合議制の機関。1992(H4)年発足。
- 委員長・委員(2名)は、衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命。独立してその職権を行使。
- 主な仕事:
 - ①証券検査
 - ②証券市場の市場監視
(インサイダー取引、相場操縦、粉飾等の調査・摘発)
- 事務局及び財務局監視官部門の職員数は704人(H23年度末定員)。
 - ※ 202人(1992年度)→250人(2000年度)→704人

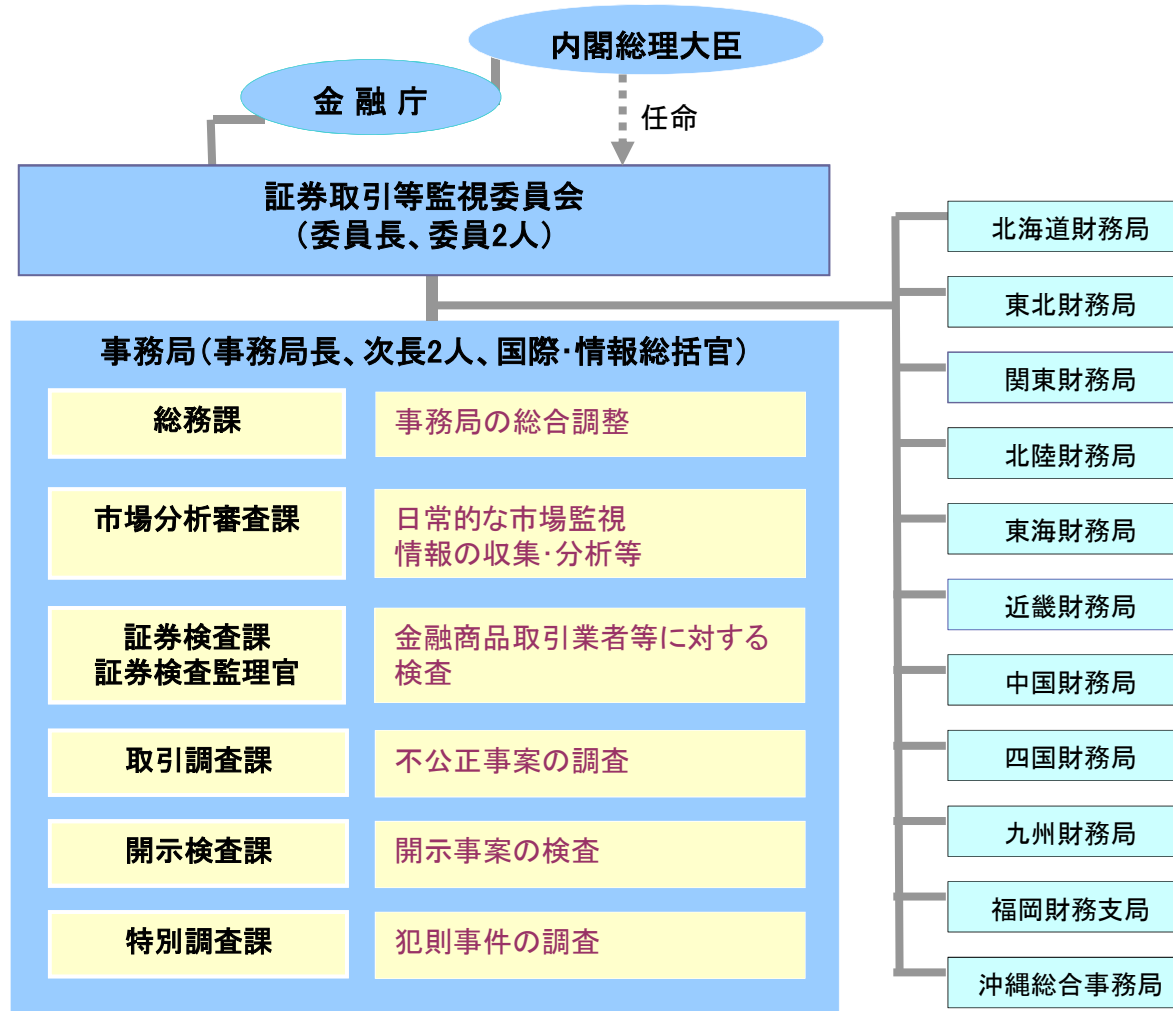
日経平均株価の推移



国の行政機構における証券監視委



証券監視委の組織

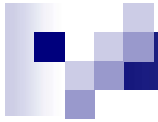


証券取引等監視委員会 第7期活動方針(抄)

～公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～

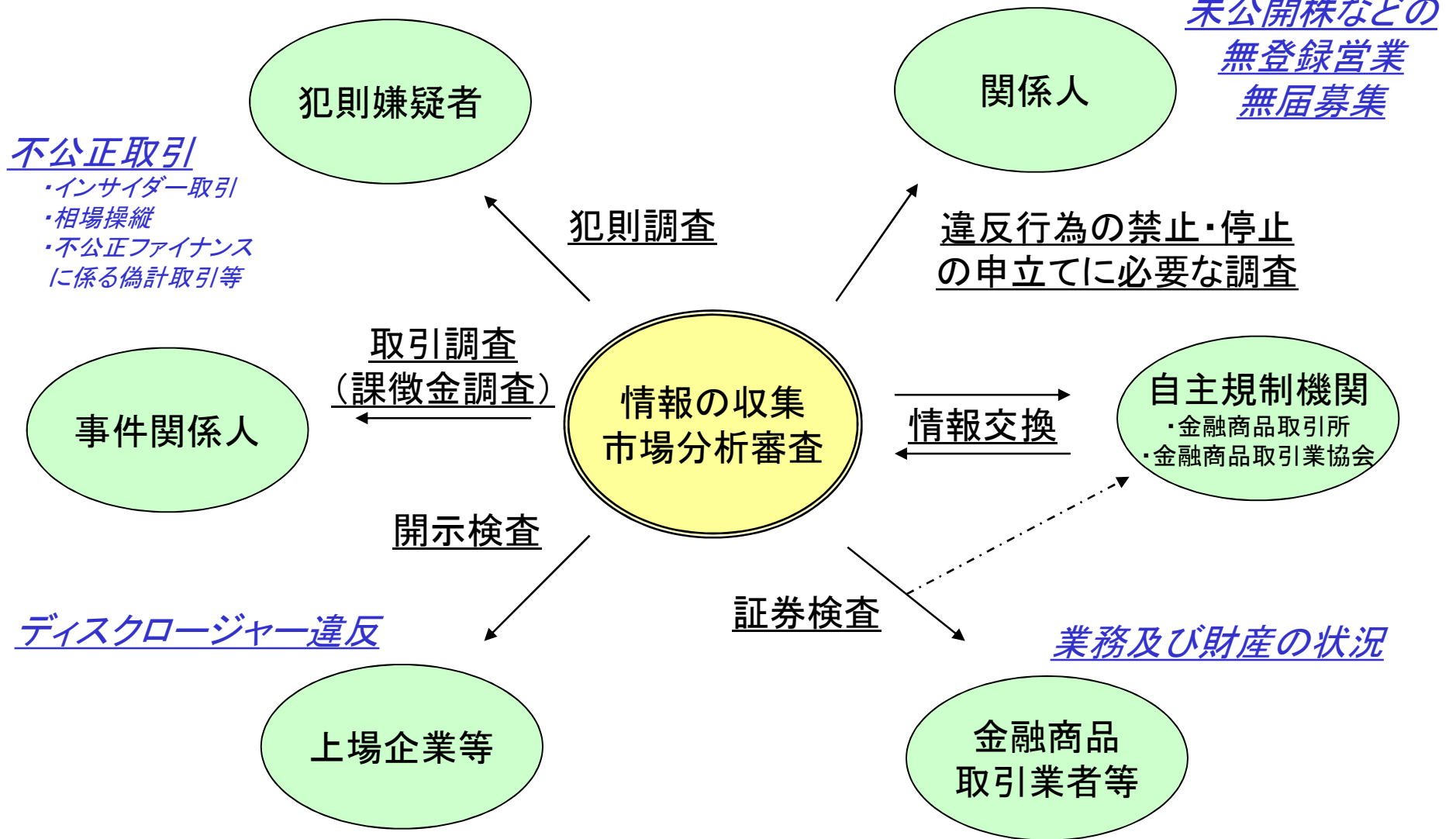
H23年1月28日

1. 証券監視委の使命 … 市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して市場を監視
2. 基本的な考え方
 - (1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現
 - (2) 市場規律の強化に向けた働きかけ
 - (3) 市場のグローバル化への対応
3. 重点施策
 - (1) 包括的かつ機動的な市場監視
 - (2) 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応
 - (3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施
 - (4) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
 - (5) 自主規制機関などとの連携

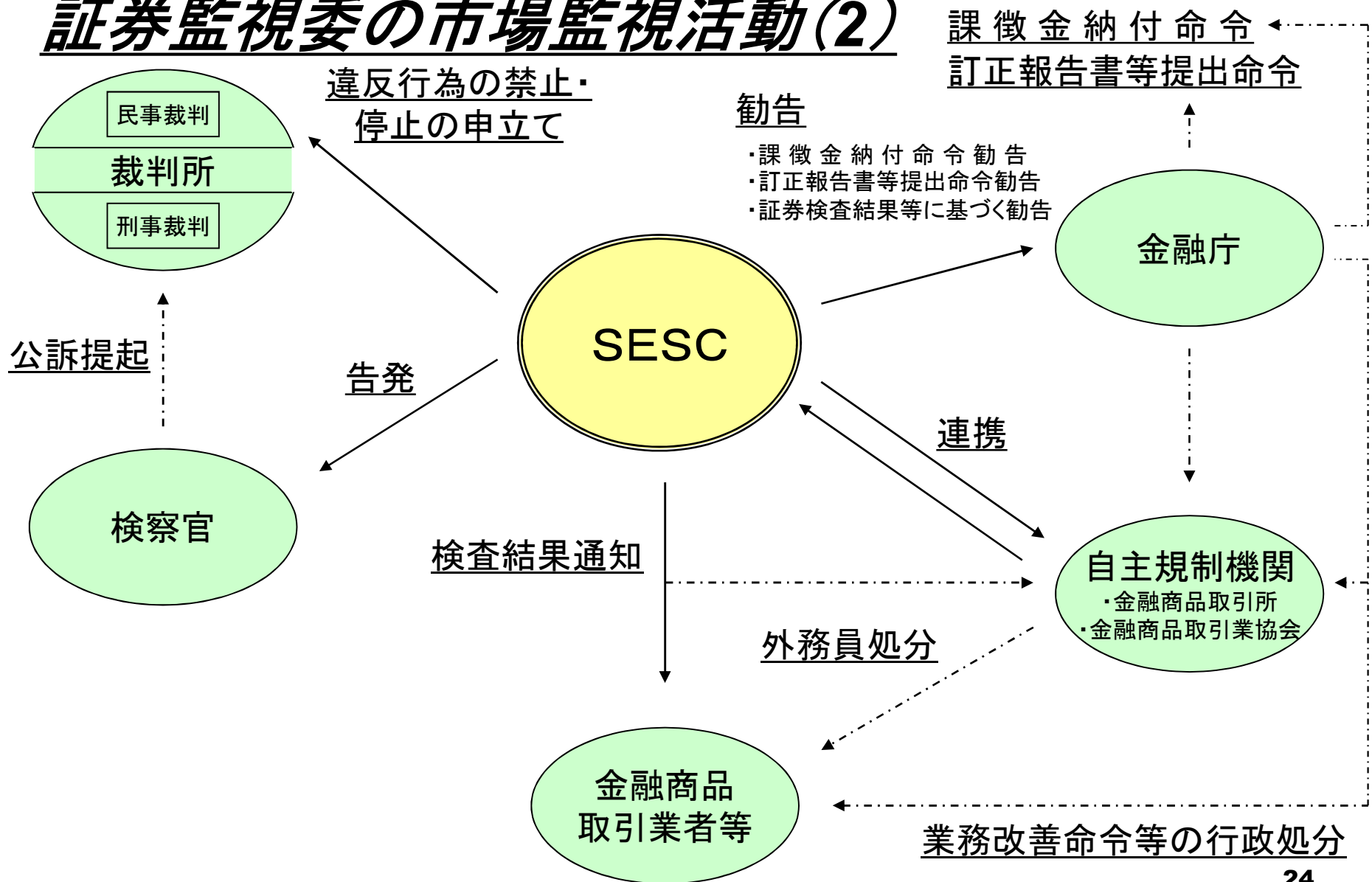


証券監視委としては、このような考え方にに基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

証券監視委の市場監視活動(1)



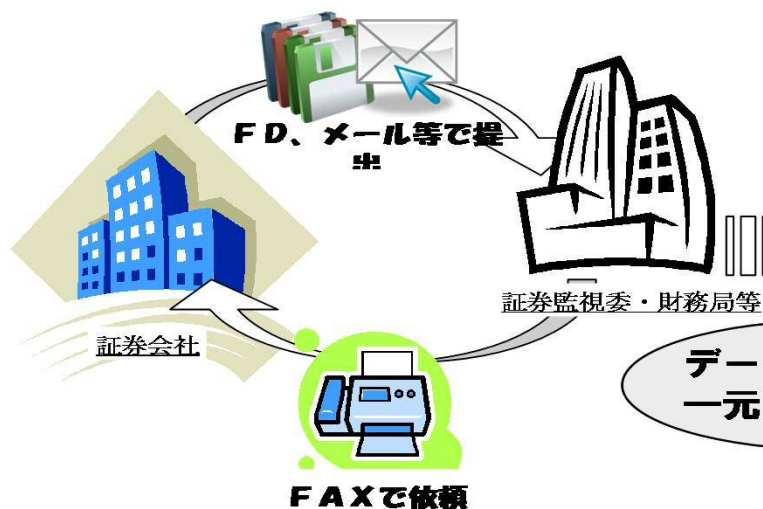
証券監視委の市場監視活動(2)



証券監視委・財務局等と証券会社との売買データ授受について

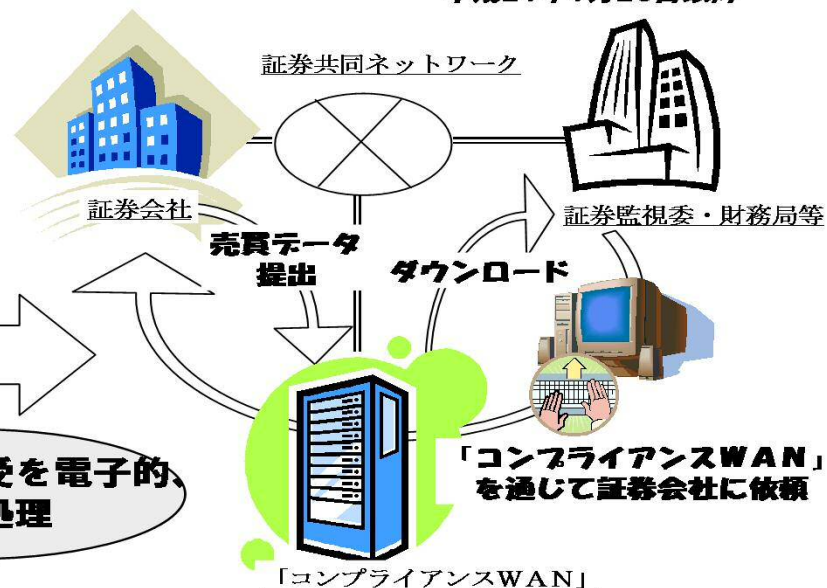
「コンプライアンスWAN」稼働前

平成21年1月25日まで



「コンプライアンスWAN」稼働後

平成21年1月26日以降

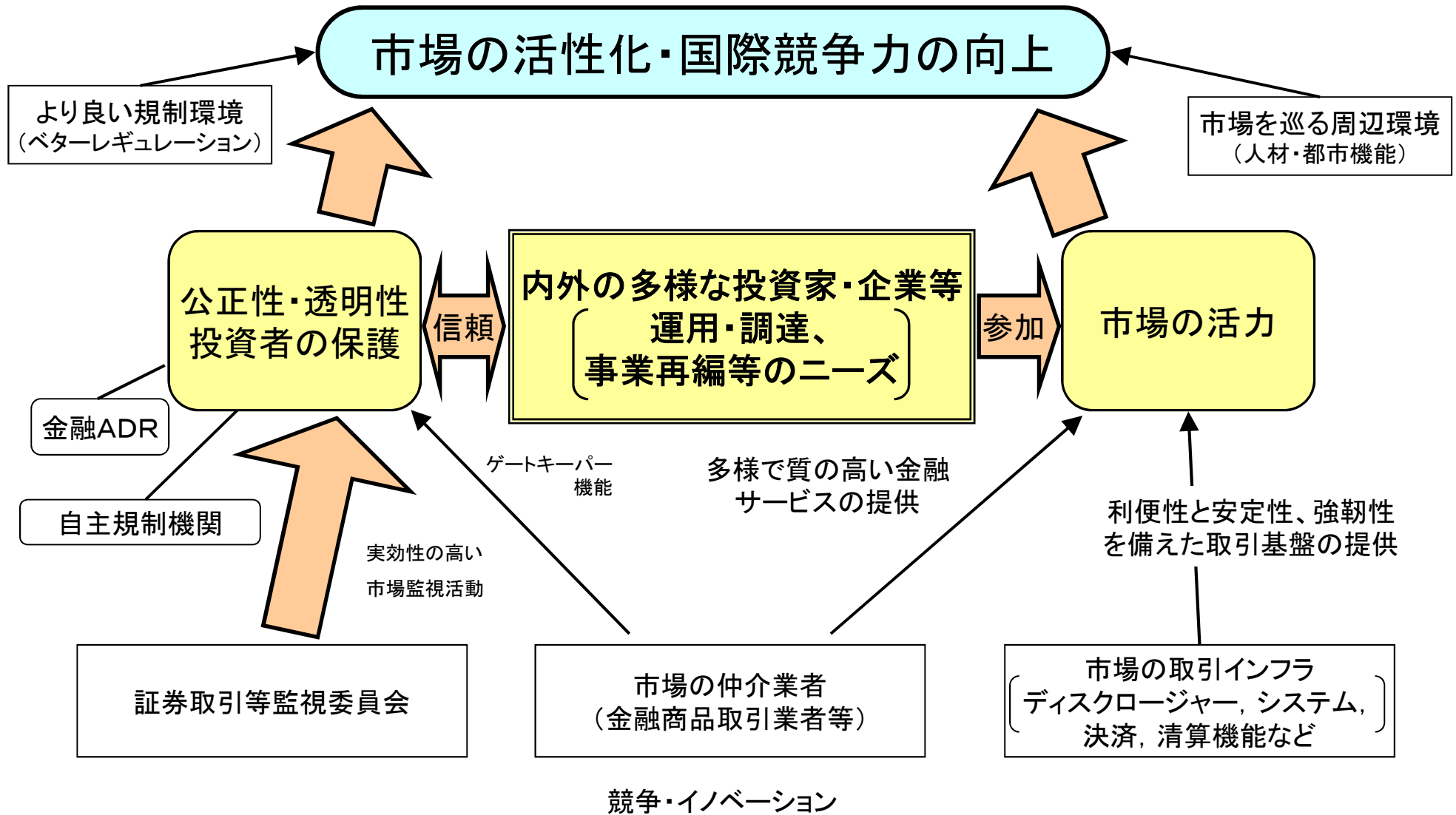


効果

- ・ データ授受にかかる時間の短縮
- ・ セキュリティレベルの向上

(注) 平成21年6月1日からは「コンプライアンスWAN」の個別メッセージ機能が稼働し、証券会社から売買明細以外のデータ授受が可能になるとともに、証券監視委・財務局等と証券取引所及び日本証券業協会との間でのデータのやり取りも可能となった。

(参考)証券監視委の市場監視活動と市場の活性化・国際競争力



II. インサイダー取引の事後監視 (エンフォースメント)の状況

(ポイント)

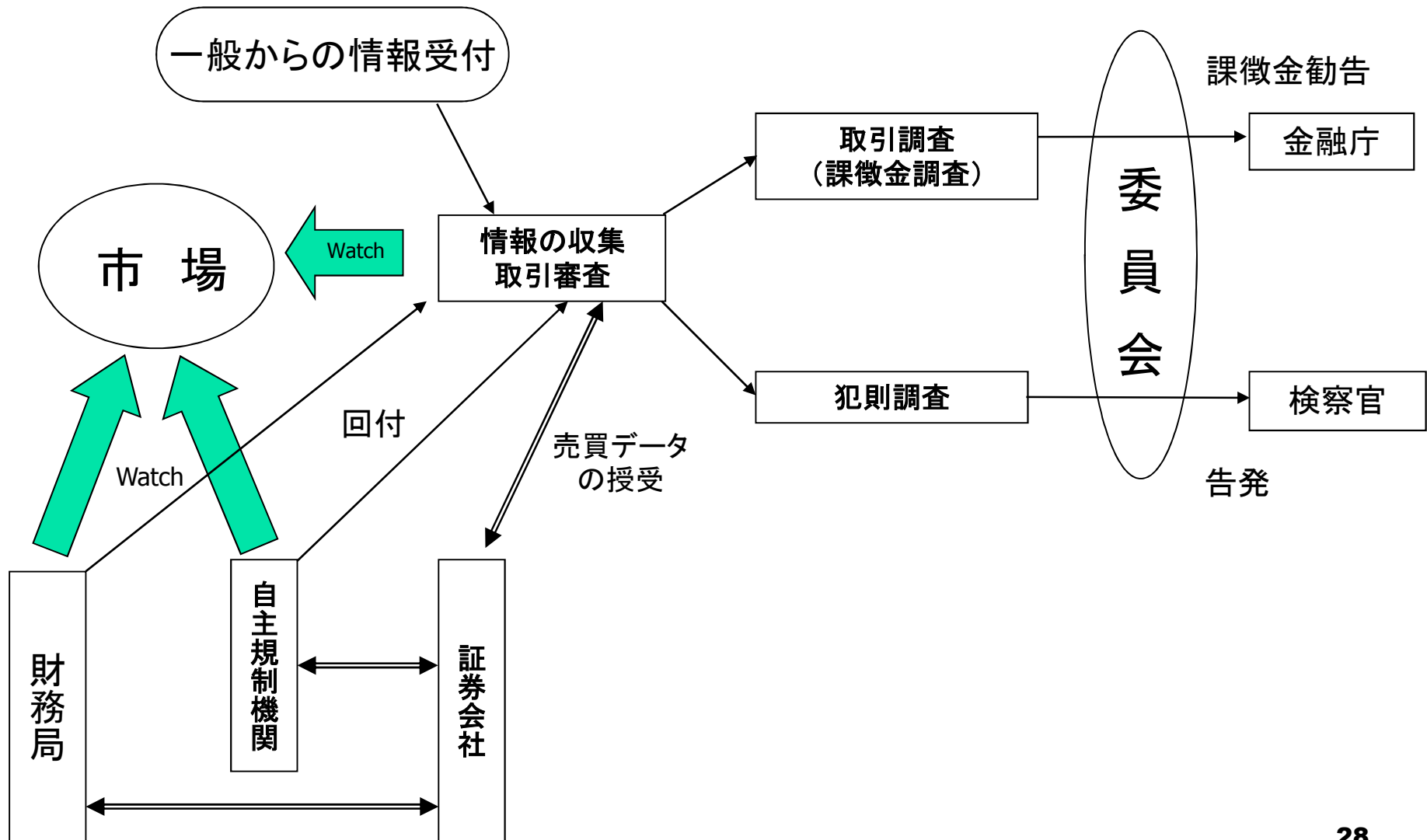
- インサイダー取引監視の業務フロー
 - 証券監視委(含財務局)、証券取引所、証券会社等の連携によるきめ細かい監視

- 告発・課徴金勧告の実施状況
 - 刑事罰による制裁
 - 課徴金導入による規制の実効性の向上

- 最近のインサイダー事案の傾向
 - 課徴金事例集(23年6月)より—

- インサイダー事案の広がり

インサイダー取引監視の業務フロー



取引審査の実施状況

(件)

	H18	H19	H20	H21	H22
価格形成	141	141	132 (49)	94	54
内部者取引	884	951	889 (224)	649	613
その他	14	6	10 (3)	6	24
合計	1,039	1,098	1,031 (276)	749	691
(証券監視委)	631	598	493 (132)	319	224
(財務局等)	408	500	538 (144)	430	467

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度()内書は「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数

課徴金勧告・告発の状況

区分	(事務)年度	H17	H18	H19	H20	H21 (H21.4~H22.3)	H22(件)
課徴金納付命令勧告		9	14	31	32 (15)	53	45
開示書類の虚偽記載等事案		0	5	10	12 (5)	10	19
相場操縦事案		0	0	0	2 (1)	5	6
インサイダー取引事案		9	9	21	18 (9)	38	20
告 発		11	13	10	13 (4)	17	8
開示書類の虚偽記載等事案		4	1	2	4 (2)	4	2
風説の流布・偽計事案		1	0	2	2 (0)	3	1
相場操縦事案		1	3	4	0 (0)	3	1
インサイダー取引事案		5	9	2	7 (2)	7	4

(注1)20年度までは「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度からは「会計年度ベース」4月～翌年3月。

(注2)20年度()内は「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数。

インサイダー取引の事例

- **グッドウィル・グループ株式会社株券に係る巨額内部者取引事件** (H21.10.20告発)
 - 情報受領者による10億8,673万5,000円の買い付け
 - ⇒ 個人によるインサイダー取引事件としては、過去最大の買付金額
 - 重要事実＝株式の取得(子会社化)
 - 東京地裁判決(H22.2.4) (確定)
 - 懲役2年6月(実刑)
 - 罰金500万円
 - 追徴金15億3,180万円

取引告発事例(インサイダー取引)

告発日	銘柄名	重要事実	嫌疑者	情報伝達者
H18.5.30	アライドテレシス(株)	株式分割	発行会社役員、発行会社役員実子、発行会社役員同居人 発行会社役員同居人の実妹	発行会社役員
H18.6.22	(株)ニッポン放送	公開買付に準ずる行為	ファンド中核会社、ファンド実質経営者	公開買付者の幹部ら
H18.7.25	(株)西松屋チェーン他4社	株式分割	新聞社社員	
H18.8.3	(株)ビーシーデポコーポレーション (株)オー・エー・システムプラザ	株式分割、業務提携、株式発行	発行会社社員	発行会社役員
H18.10.20	(株)IMJ	株式分割	発行会社顧問	
H19.2.5	(株)セイクレスト	株式分割	発行会社役員、会社役員、会社社員	
H19.2.26	(株)セイクレスト	業績予想の修正	発行会社社員、会社役員	
H19.2.26	(株)セイクレスト	株式分割	発行会社社員の知人	発行会社社員
H19.5.29	ホームマック(株)、(株)カーマ	株式移転	会社役員	
H19.6.4	ホームマック(株)	株式移転	会社役員	発行会社役員
H19.6.7	(株)伊藤園ほか17社	株式分割	印刷会社社員、印刷会社社員の親族(6名)	
H20.3.14	(株)ポッカコーポレーションほか4社	公開買付(①、②)	①開示書類印刷会社職員、②開示書類印刷会社職員、元職員	②開示書類印刷会社職員
H20.5.30	三光純薬(株)ほか3社	株式交換、公開買付	証券会社職員(M&A部門)、左の知人	
H20.10.7	(株)LTTバイオファーマ	子会社の異動を伴う株式譲渡	発行会社副会長(子会社社長)	
H20.12.5	(株)LTTバイオファーマ	子会社における詐欺行為の発覚(バスケット)	発行会社子会社の取引先社長	発行会社役員
H21.2.10	(株)ワークスアプリケーションズ エネサーブ(株)	業績予想の下方修正(①、②)	IRコンサルタント(①発行会社のIRコンサルタント、 ②発行会社のIR担当役員)	①発行会社役員
H21.3.27	(株)キャビン	PEFとの業務提携解消	発行会社と同業会社の社長	PEF役員
H21.3.31	(株)プロデュース	監視委による粉飾嫌疑での強制調査(バスケット)	発行会社元役員	発行会社職員
H21.4.22	ジェイ・ブリッジ(株)	業績予想の下方修正	発行会社常務執行役員	
H21.4.27	ジェイ・ブリッジ(株)	業績予想の下方修正、特別損失の計上	発行会社元会長	
H21.7.31	日産ディーゼル工業(株)	公開買付	発行会社職員、左記の元夫	発行会社役員
H21.10.20	グッドウィル・グループ(株)	子会社化	発行会社子会社前社長	発行会社子会社役員
H21.12.15	(株)テレウェイヴ	業績予想の下方修正	発行会社子会社元役員、左記の知人2名	発行会社職員
H21.12.15	中外製薬(株)	公開買付	発行会社職員の知人	発行会社職員
H22.3.16	(株)テークスグループ	株式の募集、新株式発行増資の失権(バスケット)	発行会社の実質的経営者	
H22.5.11	(株)GDHほか3社	新株式の募集、公開買付、業績予想の下方修正	銀行員	
H22.6.15	(株)リサ・パートナーズ	銀行団による協調融資により新規事業資金を調達 できることが確実となったこと(バスケット)	銀行員	
H22.12.7	(株)西友	公開買付	(株)西友社外取締役の配偶者、左記嫌疑者の主宰法人	(株)西友社外取締役
H23.3.22	オックスホールディングス(株)	子会社の業務遂行の過程で損害が発生したこと	会社役員	

課徴金勧告件数及び課徴金額

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
	合計		不公正取引				開示書類の虚偽記載等	
	件数	課徴金額	内部者取引		相場操縦		件数	課徴金額
件数			課徴金額	件数	課徴金額			
H17	4	1,660,000	4	1,660,000	-	-	-	-
H18	14	682,480,000	11	49,150,000	-	-	3	633,330,000
H19	24	106,449,997	16	39,600,000	-	-	8	66,849,997
H20	29	1,980,519,997	17	59,160,000	1	7,450,000	11	1,913,909,997
H21	53	766,959,998	38	49,220,000	5	6,260,000	10	711,479,998
H22	45	1,943,759,994	20	42,680,000	6	21,260,000	19	1,879,819,994
合計	169	5,481,829,986	106	241,470,000	12	34,970,000	51	5,205,389,986

(注) 1. 年度は、当年4月から翌年3月まで。

2. 「開示書類の虚偽記載等」には、公開買付開始公告の実施義務違反に関する事例1件を含む。

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)



勧告件数	違反行為及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
1	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年1月13日	ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社社員 (営業等従事)	重要事実(株式発行及び業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	32万円	平成18年2月8日
2	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年1月13日	ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社社員 (経理等従事)	重要事実(株式発行及び業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	31万円	平成18年2月8日
3	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年1月13日	ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社社員 (業務管理等従事)	重要事実(業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	31万円	平成18年2月8日
4	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年2月1日	利根地下技術 (ジャスダック)	利根地下技術社社員 (管理職)	重要事実(民事再生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	72万円	平成18年2月15日
5	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年4月17日	フジプレミアム (ジャスダック)	フジプレミアム社役員	重要事実(株式分割)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	213万円	平成18年5月9日
6	内部者取引 (証券取引法第175条第7項)	平成18年4月17日	フジプレミアム (ジャスダック)	フジプレミアム(株)	重要事実(株式分割)を、その職務に関して知った上記5の役員が、会社の計算において、当該事実の公表前に買付け。	42万円	平成18年5月9日
7	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年5月11日	アイネス (東証1部・大証1部)	アイネス社社員 (法務等従事)	重要事実(当期純利益及び配当予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	5万円	平成18年5月26日
8	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年5月24日	日本プラスト (ジャスダック)	発行体の 契約締結先社員	重要事実(株式発行)を、日本プラスト社との間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	82万円	平成18年6月9日
9	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年5月24日	日本プラスト (ジャスダック)	上記8の者からの 第一次情報受領者	重要事実(株式発行)を、上記8の者からの伝達によって知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	46万円	平成18年6月9日
10	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年9月14日	パオ (東証2部)	(株)ジー・コミュニケーション	同社役員が、重要事実(株式発行)を、パオ社との間の契約の履行に関して知り、同社の計算において、当該事実の公表前に買付け。	39万円	平成18年10月2日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
11	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年12月8日	アロカ (東証1部)	アロカ社社員 (技術開発等従事)	重要事実(当期純利益予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	17万円	平成18年12月25日
12	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年12月8日	アロカ (東証1部)	アロカ社子会社の役員	重要事実(当期純利益予想値の下方修正)について、アロカ社役員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実公表前に売付け。	16万円	平成18年12月25日
13	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年12月8日	アロカ (東証1部)	アロカ社子会社の役員	重要事実(当期純利益予想値の下方修正)について、アロカ社役員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実公表前に売付け。	73万円	平成18年12月25日
14	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成19年2月6日	ジャパン建材 (東証1部)	ジャパン建材社社員 (経理等従事)	重要事実(連結当期純利益予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	4万円	平成19年2月26日
15	内部者取引 (証券取引法第175条第7項)	平成19年3月9日	小松製作所 (東証1部・大証1部)	(株)小松製作所	同社執行役員が重要事実(子会社の解散)を、その職務に関して知り、会社の計算において、当該事実の公表前に買付け。	4378万円	平成19年3月30日
16	内部者取引 (証券取引法第175条第7項)	平成19年5月8日	大塚家具 (ジャスダック)	(株)大塚家具	同社役員が重要事実(配当予想値の修正)を、その職務に関して知り、会社の計算において、当該事実の公表前に買付け。	3044万円	平成19年5月29日
17	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成19年6月15日	ダイヤモンドリース (東証1部)	発行体の 契約締結先社員	重要事実(合併)を、ダイヤモンドリース社との間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	20万円	平成19年6月29日
18	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成19年6月15日	UFJセントラルリース (東証1部・名証1部)	発行体の 契約締結先社員	重要事実(合併)を、UFJセントラルリース社との間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	42万円	平成19年6月29日
19	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成19年7月3日	倉元製作所 (ジャスダック)	発行体の 契約締結先社員	重要事実(業務提携)を、倉元製作所社との間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	15万円	平成19年7月13日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)



勧告件数	違反行為及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
20	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成19年10月19日	泉州電業 (東証2部・大証2部)	泉州電業社社員 (業務管理等従事)	重要事実(転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	4万円	平成19年11月8日
21	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成19年10月19日	泉州電業 (東証2部・大証2部)	泉州電業社社員 (経理等従事)	重要事実(転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	58万円	平成19年11月8日
22	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成19年11月2日	カッパ・クリエイト (東証1部)	発行体の契約締結交渉先の役員からの第一次情報受領者	重要事実(資本業務提携)について、カッパ・クリエイトの契約締結交渉先の役員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	44万円	平成19年11月15日
23	内部者取引 (金融商品取引法第175条第2項)	平成19年12月14日	ベルックス (ジャスダック)	公開買付者の従事者からの第一次情報受領者	KYプランニング(株)が(株)ベルックスの株券を公開買付けすることについて、KYプランニング(株)の業務に従事していた者より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	245万円	平成20年1月11日
24	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成19年12月14日	WDI (ジャスダック)	WDI社社員 (経理等従事)	重要事実(当期純利益、連結経常利益及び連結当期純利益の予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	9万円	平成20年1月11日
25	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成20年1月22日	サンシティ (東証1部)	サンシティ社役員	重要事実(転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	53万円	平成20年2月6日
26	内部者取引 (金融商品取引法第175条第2項)	平成20年1月25日	テクノエイト ほか9社	公開買付者の契約締結先である宝印刷社社員からの第一次情報受領者	オーツキ・ストラテジック・インベストメント(株)ほか9社が公開買付けすることについて、その契約締結先である宝印刷社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	167万円	平成20年2月14日
27	内部者取引 (金融商品取引法第175条第2項)	平成20年1月25日	天辻鋼球製作所 ほか2社	公開買付者の契約締結先である宝印刷社社員からの第一次情報受領者	日本精工(株)ほか2社が公開買付けすることについて、その契約締結先である宝印刷社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	76万円	平成20年2月14日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
28	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成20年2月29日	カップ・クリエイト (東証1部) ゼンショー (東証1部)	日本放送協会職員 (第一次情報受領者)	重要事実(資本業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	26万円	平成20年3月19日
29	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成20年2月29日	カップ・クリエイト (東証1部)	日本放送協会職員 (第一次情報受領者)	重要事実(資本業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	17万円	平成20年3月19日
30	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成20年2月29日	カップ・クリエイト (東証1部)	日本放送協会職員 (第一次情報受領者)	重要事実(資本業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	6万円	平成20年3月19日
31	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成20年3月18日	マーベラスエンター テイメント (東証2部)	新日本監査法人職員 (発行体の契約締結先職員 ・公認会計士)	重要事実(経常利益、当期純利益、連結経常利益及び連結当期純利益の予想値の下方修正)を、マーベラスエンターテイメントとの間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	134万円	平成20年4月9日
32	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の 契約締結先役員	重要事実(業務提携)を、セタ社との間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	104万円	平成20年5月16日
33	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の 契約締結交渉先役員	重要事実(業務提携)を、セタ社との間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	27万円	平成20年5月16日
34	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の 契約締結交渉先役員	重要事実(業務提携)を、セタ社との間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	22万円	平成20年5月16日
35	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の 契約締結先役員	重要事実(業務提携)を、セタ社との間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	23万円	平成20年5月16日
36	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の 契約締結交渉先役員	重要事実(業務提携)を、セタ社との間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	16万円	平成20年5月16日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)



勧告件数	違反行為及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
37	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の 契約締結交渉先役員	重要事実(業務提携)を、セタ社との間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	41万円	平成20年5月16日
38	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の契約締結交渉先の役員からの第一次情報受領者	重要事実(業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	25万円	平成20年5月16日
39	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成20年4月25日	日本電子材料 (東証1部)	日本電子材料社社員 (営業企画等従事)	重要事実(売上高予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	94万円	平成20年5月21日
40	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成20年7月24日	サンエー・インターナショナル (東証1部)	サンエー・インターナショナル社役員	重要事実(株式発行)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	1246万円	平成20年8月22日
41	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成20年10月17日	ヴァリック (ジャスダック)	ヴァリック社役員	重要事実(株式交換)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	34万円	平成20年11月7日
			ラヴィス (ジャスダック)	発行体の 契約締結先役員	重要事実(株式交換)を、ラヴィス社との間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。		
42	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成20年10月17日	ヴァリック (ジャスダック)	ヴァリック社元社員 (予算・財務管理等従事)	重要事実(株式交換)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	5万円	平成20年11月7日
43	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成20年10月24日	クオール (大証ヘラクレス)	発行体の契約締結先であるメディセオ・バルタックホールディングス社元社員	重要事実(合併)を、クオール社との間の契約の履行に関して知った他の社員を通じて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	118万円	平成20年11月18日
44	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	平成20年11月4日	いい生活 (東証マザーズ)	いい生活社社員 (企画営業等従事)	重要事実(売上高予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	2079万円	平成20年11月18日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
45	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第2項)	平成20年12月12日	レックス・ホールディングス (ジャスダック)	ゴールドマン・サックス 証券社員 (第一次情報受領者)	㈱AP8が㈱レックス・ホールディングスの株券を公開買付けすることについて、AP8社と契約締結交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	23万円	平成21年1月20日
46	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第1項)	平成21年2月10日	アルテック (東証1部)	アルテック社子会社 社員 (商品販売等従事)	重要事実(連結経常利益予想値の上方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	55万円	平成21年3月10日
47	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第2項)	平成21年3月12日	東北パイオニア (東証2部)	公開買付者である パイオニア社監査役	パイオニア㈱が東北パイオニア㈱の株券を公開買付けすることについて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	144万円	平成21年3月31日
48	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第1項)	平成21年3月26日	キャビン (東証1部)	キャビン社役員からの 第一次情報受領者	重要事実(業務提携の解消)を、㈱キャビン役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	1860万円	平成21年4月21日
	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第2項)			公開買付者の契約締結 先であるキャビン社の 役員からの第一次情報 受領者	㈱ファーストリテイリングが㈱キャビンの株券を公開買付けすることについて、㈱ファーストリテイリングとの契約の履行に関して知った㈱キャビンの役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。		
49	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第1項)	平成21年4月17日	ジー・エフ (東証マザーズ)	ジー・エフ社役員	重要事実(株式発行)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	170万円	平成21年5月14日
50	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第1項)	平成21年4月22日	栗本鐵工所 (東証1部・大証1 部)	発行体の 契約締結先社員	重要事実(強度試験の検査数値等の改ざん)を、栗本鐵工所社との間の契約の履行に関して知った他の社員を通じて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	121万円	平成21年5月21日
51	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第2項)	平成21年5月22日	アルゴ21ほか4社	公開買付者の契約締結 先社員からの第一次情 報受領者 (公認会計士)	キヤノンマーケティングジャパン㈱ほか4社が公開買付けすることについて、同5社との契約の履行若しくは締結の交渉又はその職務に関して知った証券会社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	258万円	平成21年6月23日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
52	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第2項)	平成21年6月5日	カブドットコム証券 (東証1部)	公開買付者の契約締結先であるカブドットコム証券社員	㈱三菱東京UFJ銀行がカブドットコム証券㈱の株券を公開買付けすることについて、三菱東京UFJ銀行との間の契約の履行に関して知った役員を通じて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	44万円	平成21年6月26日
53	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第2項)	平成21年6月5日	カブドットコム証券 (東証1部)	公開買付者の契約締結先であるカブドットコム証券社員からの第一次情報受領者	㈱三菱東京UFJ銀行がカブドットコム証券㈱の株券を公開買付けすることについて、三菱東京UFJ銀行との間の契約締結先であるカブドットコム証券の社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	38万円	平成21年6月26日
54	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第1項)	平成21年6月19日	カルピス (東証1部・大証1部)	発行体の契約締結交渉先である味の素社社員	重要事実(株式交換)を、カルピス㈱との間の契約の締結の交渉に関して知った他の社員を通じて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	39万円	平成22年3月16日
55	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第1項)	平成21年6月19日	カルピス (東証1部・大証1部)	カルピス社社員からの第一次情報受領者	重要事実(株式交換)を、その職務に関して知った、カルピス㈱社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	39万円	平成21年7月7日
56	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第2項)	平成21年6月25日	アドウェイズ (東証マザーズ)	公開買付けに準ずる行為の実施者である伊藤忠商事社社員	伊藤忠商事㈱が㈱アドウェイズの株券を買い集めること(公開買付けに準ずる行為の実施)について、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	141万円	平成21年7月24日
57	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第1項)	平成21年6月25日	ジー・エフ (東証マザーズ)	ジー・エフ社役員からの第一次情報受領者	重要事実(株式発行)を、その職務に関して知った、㈱ジー・エフ役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	40万円	平成21年7月24日
58	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第2項)	平成21年7月8日	ゼネラル (大証2部)	公開買付者の契約締結先社員からの第一次情報受領者	㈱ゼネラルホールディングスがゼネラル㈱の株券を公開買付けすることについて、ゼネラルホールディングス社との契約の履行に関して知った銀行員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	71万円	平成21年8月20日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)



"for investors, with investors"

勧告件数	違反行為及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
59	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第2項)	平成21年8月4日	日産ディーゼル工業 (東証1部)	日産ディーゼル工業社役員	エヌエー株が日産ディーゼル工業株の株券を公開買付けすることについて、エヌエー社との契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	20万円	平成21年8月27日
60	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年9月15日	原弘産 (大証2部)	原弘産社役員	重要事実(新株予約権付社債発行)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け及び買付け。	284万円	平成21年10月7日
61	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成21年10月23日	リンク・セオリー・ホールディングス (東証マザーズ)	PwCアドバイザリー社社員 (公開買付者の契約締結先社員)	株ファーストリテイリングが株リンク・セオリー・ホールディングスの株券を公開買付けすることについて、ファーストリテイリングとの契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	129万円	平成21年11月20日
62	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成21年10月23日	ウィーヴ (ジャスダック)	公開買付者の従事者からの第一次情報受領者 (税理士)	MCPシナジー1号投資事業有限責任組合(MCPシナジー)が株ウィーヴの株券を公開買付けすることについて、MCPシナジーの業務に従事していた者より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	82万円	平成21年11月17日
63	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	オリエンタル白石社社員	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	61万円	平成21年11月30日
64	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	オリエンタル白石社社員	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	12万円	平成21年11月30日
65	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	オリエンタル白石社社員	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	7万円	平成21年11月30日
66	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	オリエンタル白石社社員からの第一次情報受領者	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知った、オリエンタル白石株社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	41万円	平成21年11月30日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
67	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	オリエンタル白石社 社員からの 第一次情報受領者	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知った、オリエンタル白石(株)社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	29万円	平成21年11月30日
68	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	発行体の契約締結先 社員からの 第一次情報受領者	オリエンタル白石との契約の履行に関して知った他の会社社員を通じ、職務上知った当該他の会社の従業者から、課徴金納付命令対象者の勤務先の社員が職務上伝達を受けた重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	149万円	平成21年11月30日
69	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	発行体の契約締結先 役員からの 第一次情報受領者	重要事実(更生手続開始の申立て)を、オリエンタル白石との契約の履行に関して知った他の会社役員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	159万円	平成21年11月30日
70	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年11月20日	フタバ産業 (東証1部・名証1部)	フタバ産業社社員から の 第一次情報受領者	重要事実(過年度決算の過誤の発覚)を、その職務に関して知った、フタバ産業(株)社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	258万円	平成21年12月11日
71	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年12月8日	山崎建設 (ジャスダック)	山崎建設社員	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	190万円	平成21年12月25日
72	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※2} 第175条第2項)	平成21年12月15日	日本サーボ ほか2社	日立製作所社員からの 第一次情報受領者	日本電産(株)ほか1社が公開買付けすることについて、同社との契約の締結の交渉又はその職務に関して知った日立製作所社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	752万円	平成22年1月13日
73	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年12月15日	アリサカ (ジャスダック)	アリサカ社社員	重要事実(複数年度に亘る不適切な会計処理の判明)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	31万円	平成22年1月21日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
74	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第1項)	平成21年12月15日	アリサカ (ジャスダック)	アリサカ社社員	重要事実(複数年度に亘る不適切な会計処理の判明)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	8万円	平成22年1月21日
75	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第1項)	平成21年12月18日	ベルーナ (東証1部)	ベルーナ社社員	重要事実(経常利益及び当期純利益予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	29万円	平成22年2月1日
76	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第1項)	平成21年12月18日	ベルーナ (東証1部)	ベルーナ社社員からの 第一次情報受領者	重要事実(特定商取法に基づく業務停止命令)を、その職務に関して知った、(株)ベルーナ社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	40万円	平成22年1月21日
77	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第1項)	平成21年12月18日	ベルーナ (東証1部)	発行体の契約締結先 社員からの 第一次情報受領者	重要事実(特定商取法に基づく業務停止命令)を、ベルーナとの契約の履行に関して知った他の会社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	43万円	平成22年1月21日
78	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第1項)	平成22年2月19日	ヤマノホールディングス (ジャスダック)	ヤマノホールディングス 役員	重要事実(孫会社の異動を伴う株式の譲渡)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	90万円	平成22年3月15日
79	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第1項)	平成22年2月19日	ヤマノホールディングス (ジャスダック)	(株)ヤマノネットワーク (第一次情報受領者)	重要事実(孫会社の異動を伴う株式の譲渡)を、その職務に関して知った、ヤマノホールディングス役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	29万円	平成22年3月15日
80	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第1項)	平成22年2月19日	ヤマノホールディングス (ジャスダック)	(株)ヤマノビューティケミカル (第一次情報受領者)	重要事実(孫会社の異動を伴う株式の譲渡)を、その職務に関して知った、ヤマノホールディングス役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	78万円	平成22年3月15日
81	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年3月5日	日本エル・シー・エー (東証2部)	日本エル・シー・エー社 役員からの 第一次情報受領者	重要事実(株式及び新株予約権発行)を、その職務に関して知った、日本エル・シー・エー役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け及び売付け。	98万円	平成22年3月31日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
82	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年3月26日	フェヴリナ (東証マザーズ)	フェヴリナ社監査役	重要事実(経常利益の上方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	15万円	平成22年4月16日
83	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成22年3月30日	南部化成 (ジャスダック)	アーク社員からの 第一次情報受領者	㈱NMCファンド14が南部化成㈱の株式を公開買付けすることについて、NMCファンド14との契約の締結の交渉に関して知ったアーク社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	1127万円	平成22年4月16日
84	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成22年3月30日	南部化成 (ジャスダック)	アーク社員からの 第一次情報受領者 (税理士)	㈱NMCファンド14が南部化成㈱の株式を公開買付けすることについて、NMCファンド14との契約の締結の交渉に関して知ったアーク社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	14万円	平成22年4月16日
85	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成22年3月30日	南部化成 (ジャスダック)	南部化成社員からの 第一次情報受領者 (信用金庫職員)	㈱NMCファンド14が南部化成㈱の株式を公開買付けすることについて、NMCファンド14との契約の履行に関して知った南部化成社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	101万円	平成22年4月16日
86	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成22年3月30日	南部化成 (ジャスダック)	南部化成社員からの 第一次情報受領者	㈱NMCファンド14が南部化成㈱の株式を公開買付けすることについて、NMCファンド14との契約の履行に関して知った南部化成社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	85万円	平成22年4月16日
87	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項) ^{※1}	平成22年4月27日	東京衡機製造所 (東証2部)	東京衡機製造所の実質 的経営者からの 第一次情報受領者	重要事実(株式発行)を、その職務に関して知った、東京衡機製造所の実質的経営者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	303万円	平成22年5月21日
88	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年6月4日	日糧製パン (札証)	山崎製パンの従業者 からの 第一次情報受領者	山崎製パンの役員が日糧製パンとの契約の締結の交渉に知り知った重要事実(業務提携)を、その職務に関して知った山崎製パンの従業者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	25万円	平成22年6月25日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)



勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
89	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年6月25日	ビットアイル (大証ヘラクレス)	発行体の契約締結交渉 先社員からの 第一次情報受領者	重要事実(業務提携)を、ビットアイルとの契約の締結の交渉に関して知った他の会社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	19万円	平成22年7月9日
90	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成22年6月25日	キョーエイ産業 (ジャスダック)	キョーエイ産業社員	重要事実(再生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	54万円	平成22年7月23日
91	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成22年6月25日	キョーエイ産業 (ジャスダック)	キョーエイ産業社員	重要事実(再生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	46万円	平成22年7月23日
92	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年7月6日	総和地所 (ジャスダック)	発行体の契約締結者 からの 第一次情報受領者	重要事実(株式及び新株予約権発行)を、総和地所との契約の履行に関して知った者より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	40万円	平成22年7月29日
93	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年7月9日	インターアクション (マザーズ)	インターアクション役員	重要事実(売上高、経常利益及び純利益の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	345万円	平成23年1月26日
94	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年8月27日	ジェイオーグループ ホールディングス (大証2部)	JOG社の契約締結交渉 者	増資の実質的出資者として、JOG社との間で総額引受契約の締結を交渉していた者であるが、同契約の締結の交渉に関し、重要事実第1(CBの発行)を知りながら、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け及び売付け。	46万円	平成22年9月22日
95	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年8月27日	ジェイオーグループ ホールディングス (大証2部)	JOG社の契約締結者	増資の実質的出資者として、JOG社との間で総額引受契約を締結した者であるが、同契約の履行に関し、重要事実第2(CBの失権)を知りながら、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	520万円	平成22年9月22日
96	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年8月27日	ジェイオーグループ ホールディングス (大証2部)	JOG社の契約締結者	増資の実質的出資者として、JOG社との間で総額引受契約を締結した者であるが、同契約の履行に関し、重要事実第2(CBの失権)を知りながら、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	79万円	平成22年9月22日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)



勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
97	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年8月27日	ジェイオーグループ ホールディングス (大証2部)	JOG社の契約締結交渉 者	増資の実質的出資者として、JOG社との間 で総額引受契約の締結を交渉していた者で あるが、同契約の締結の交渉に関し、重要 事実第1(CBの発行)を知りながら、自己の 計算において、当該事実の公表前に買付 け。	234万円	平成22年9月22日
98	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年8月27日	ジェイオーグループ ホールディングス (大証2部)	JOG社の契約締結(交 渉)者からの第一次情 報受領者	重要事実第1(CBの発行)及び重要事実第 2(CBの失権)について、JOG者の契約締 結(交渉)者から伝達を受け、自己の計算に おいて、当該事実の公表前に買付け及び売 付け。	982万円	平成23年7月20日
99	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年9月28日	マルコ (大証2部)	マルコとの契約締結者 からの第一次情報受領 者	重要事実(業務上の提携)を、マルコと の契約の履行に関して知った者より伝 達を受け、自己の計算において、当該 事実の公表前に買付け。	754万円	平成22年10月19日
100	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年10月22日	アルファクス・フ ード・システム (大証ヘラクレス)	発行体役員からの第一 次情報受領者	重要事実(自己株式の取得)を、発行体 (アルファクス・フード・システム)役員よ り伝達を受け、課徴金納付命令対象者 の親族の計算において、当該事実の公 表前に買付け。	73万円	平成22年11月16日
101	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成22年11月16日	リオチェーンホール ディングス (名証2部)	東陽監査法人に所属す る公認会計士	東陽監査法人に所属する公認会計士で あったが、(株)幸進(公開買付者)の設立業 務に従事していた者から、東陽監査法人に 所属する別の公認会計士が職務上伝達を 受けた公開買付け事実を、職務に関し知 りながら、当該事実の公表前に買付け。	118万円	平成22年12月16日
102	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年11月26日	SBIフューチャーズ (大証ヘラクレス)	SBIフューチャーズ株式 に係る株式交換比率算 定補助業務従事者から の第一次情報受領者	重要事実(株式交換)を、SBIフュー チャーズと契約の締結の交渉に関し 知った者より伝達を受けながら、当該事 実の公表前に買付け。	31万円	平成22年12月27日
103	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年11月26日	SBIフューチャーズ (大証ヘラクレス)	SBIフューチャーズ株式 に係る株式交換比率算 定補助業務従事者から の第一次情報受領者	重要事実(株式交換)を、SBIフュー チャーズと契約の締結の交渉に関し 知った者より伝達を受けながら、当該事 実の公表前に買付け。	10万円	平成22年12月27日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)



勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
104	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成23年2月15日	ファミリーマート (東証1部)	発行体社員からの第一 次情報受領者	重要事実(子会社の異動を伴う株式の 取得)を、発行体(ファミリーマート)社員 より伝達を受けながら、自己の計算に おいて、当該事実の公表前に買付け。	347万円	平成23年3月16日
105	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成23年2月18日	エヌジェーケー (東証2部)	発行体役員からの第一 次情報受領者	(株)NTTデータが(株)エヌジェーケーの株 式を公開買付けすることについて、NT Tデータとの契約締結の交渉に関し 知ったエヌジェーケー役員から職務に 関し聞き知ったエヌジェーケー役員より 伝達を受けながら、自己の計算におい て、当該事実の公表前に買付け。	85万円	平成23年3月16日
106	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成23年3月29日	塩見ホールディン グス (大証2部)	発行体との契約締結交 渉者	増資の出資者として、塩見HDとの間で第三 者割当による新株式の引受けに係る締結を 交渉していた者であるが、同契約の締結の 交渉に関し、重要事実(発行する株式を引 き受ける者の募集)を知りながら、自己の計 算において、当該事実の公表前に買付け及 び売付け。	157万円	平成23年4月27日

※1 平成20年法律第65号(平成20年12月12日施行)による改正前のもの

※2 平成20年法律第65号(平成20年12月12日施行)による改正前のもの及び同号による改正後のもの

インサイダー勧告事案の課徴金額別件数

(件)

課徴金額	H17	H18	H19	H20	H21	H22
～10万円	0	2	3	1	2	1
～50万円	3	5	6	8	16	6
～100万円	1	2	3	2	7	4
～500万円	0	1	3	3	11	6
500万円超	0	1	1	3	2	3
合計	4	11	16	17	38	20

1. 年度は、当年4月から翌年3月まで。件数は、納付命令対象者ベースで計上。
2. 課徴金額は、違反行為の経済的利得を想定して、「重要事実公表後2週間の最高(安)値の株価×買(売)付株数－買(売)付価額」等の計算式により算定される。

最近のインサイダー事案の傾向

一課徴金事例集(23年6月証券監視委公表)より

① 重要事実の特徴

勧告事案を勧告時点ごとに集計し、違反行為に係る重要事実別に分類したものが(表1-1)である。

6年間を通してみると、公開買付け、業務提携・解消、新株等発行(ファイナンス)、決算情報が多い。

経時的にみると、違反行為に係る重要事実は多様化の傾向にある。

平成22年度においては、制度導入以来、一度も勧告を行わなかった重要事実(自己株式取得・子会社異動を伴う株式譲渡等)について勧告を行った事案が見受けられた。

また、前年度に引き続きバスケット条項が適用された事案(第三者割当増資の失権)が見受けられた。

(表1-1)重要事実別勧告状況

年 度	17	18	19	20	21	22	計
新株等発行	2	3	3	1	4	6	19
自己株式取得	0	0	0	0	0	1	1
株式分割	0	2	0	0	0	0	2
株式交換	0	0	0	2	2	2	6
合併	0	0	2	1	0	0	3
業務提携・解消	3	0	5	8	0	3	19
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	0	1	1
民事再生・会社更生	1	0	0	0	8	2	11
行政処分の発生	0	0	0	0	2	0	2
決算情報	0	5	3	3	2	1	14
バスケット条項	0	0	0	0	4	3	7
子会社の重要事実	0	1	0	0	3	0	4
公開買付け	0	0	3	3	13	2	21
うち公開買付けに準ずるもの	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)
合計	6	11	16	18	38	21	110
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	106

- (注) 1 年度とは、当年4月～翌年3月をいう。
 2 件数は、納付命令対象者ベースで計上している。
 (以上、(表2)(表3)(表4)において同じ)
 3 異なる種類の重要事実を知って違反行為を行った者については、重要事実ごとに重複計上しているため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数は一致しないものがある。

<違反行為時点ごとにみると>

勧告事案を違反行為時点ごとに集計し、違反行為に係る重要事実別に分類したものが(表1-2)である。

新株等発行、決算情報、公開買付けなどは、毎年度違反行為が見受けられ、内部者取引に利用されやすい重要事実といえる。

企業の経営破綻が相次いだ平成20年度には、民事再生手続開始等の申立てを重要事実とした違反行為が多く見受けられる(民事再生手続開始等の申立てを行った会社としては3社)。

(表1-2)重要事実別違反行為状況

年 度	17	18	19	20	21	計
新株等発行	5	5	2	4	3	19
自己株式取得	0	0	0	0	1	1
株式分割	2	0	0	0	0	2
株式交換	0	0	5	0	2	7
合併	0	2	1	0	0	3
業務提携・解消	5	5	7	0	3	20
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	1	1
民事再生・会社更生	1	0	0	10	0	11
行政処分の発生	0	0	0	2	0	2
決算情報	6	6	4	1	1	18
バスケット条項	0	0	2	6	0	8
子会社の重要事実	1	0	0	3	0	4
公開買付け	5	12	11	9	2	39
うち公開買付けに準ずるもの	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)
合計	25	30	32	35	13	135

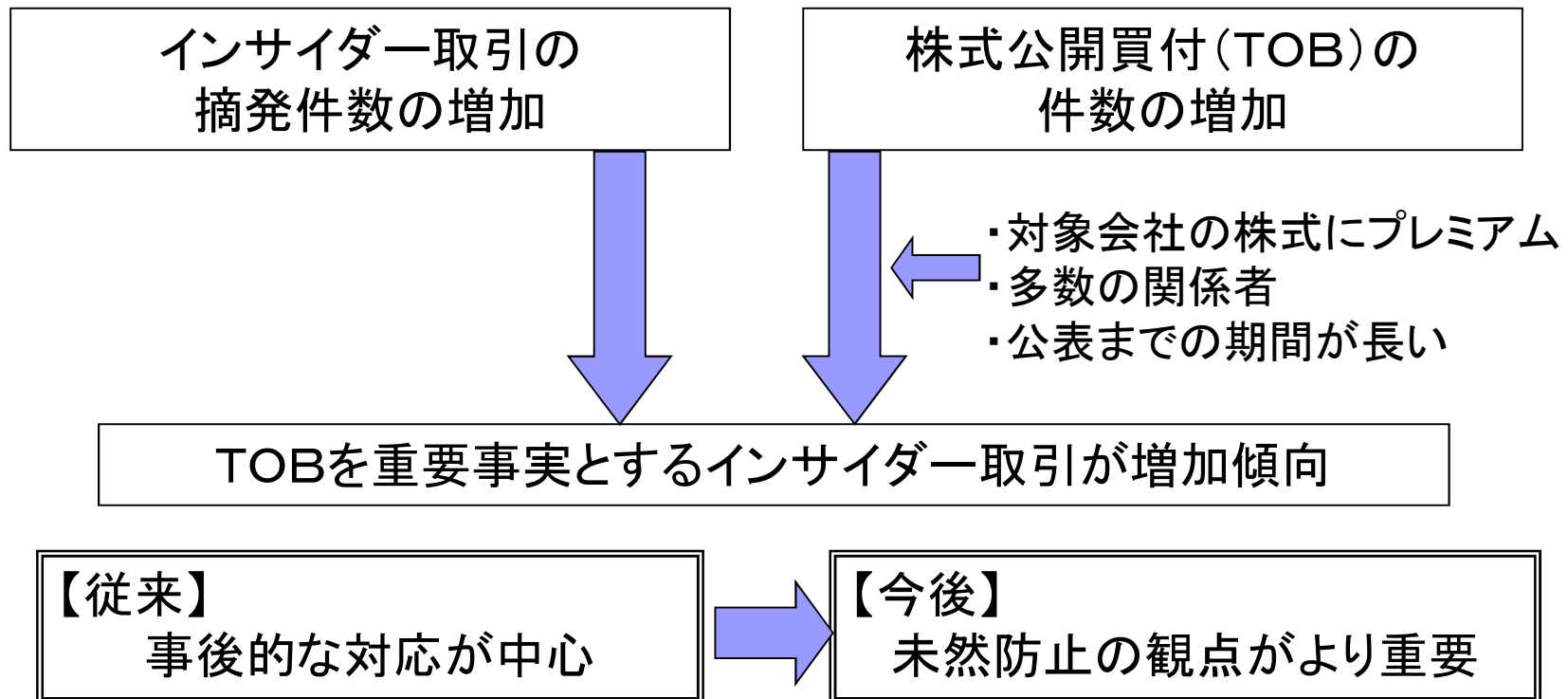
(注) 1 年度とは、当年4月～翌年3月をいう。

2 件数は、違反行為ベースで計上している。

3 違反行為者が複数の重要事実により行った違反行為をそれぞれ計上しているため、合計数は(表1-1)の件数(課徴金勧告時点)と一致しない。

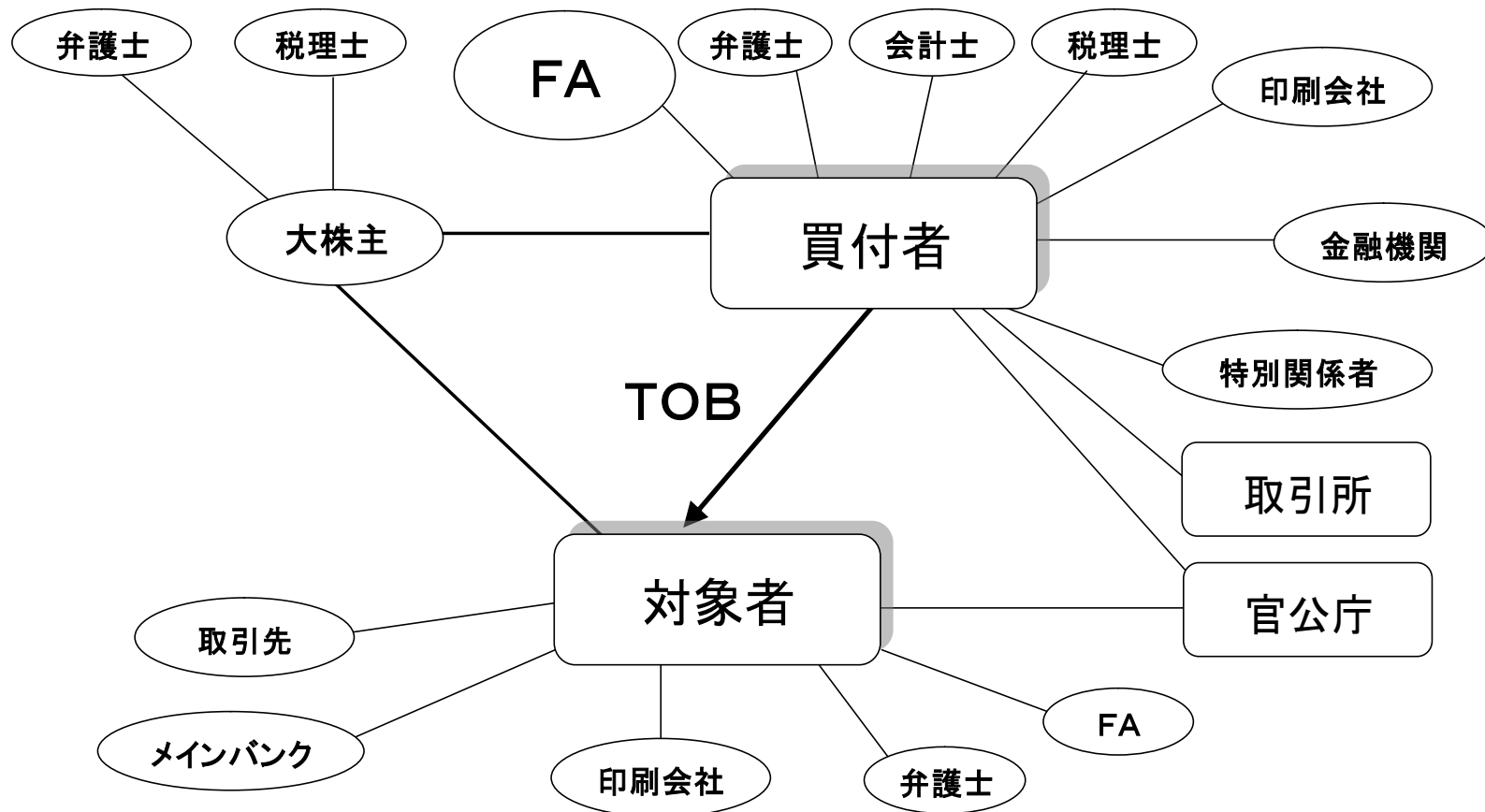


TOB関連のインサイダー取引の増加




TOBを取り巻く関係者

【TOB関係者相関図】



【関与者・情報内容・時間軸の観点による、TOB公表前までの情報の広がり】

時間軸 関与者		公開買付開始前(2~3ヶ月程度)						
		共通プロセス			TOBプロセス(公表日前1ヶ月)			
		取引方針の検討 対象者へのアプローチ	スケジュール及びスキームの決定	プロジェクト・チームの組成等、キックオフ・ミーティング	各デューデリジェンスの実施・対応	法定書類・適時開示書類作成等	TOB価格の検討	関係相手先との交渉等
		A(注1)	A+B	A+B	A+B+C	A+B+C	A+B+C	A+B+C
買付者側	公開買付者							
	FA(FA業務)	買付者→	スキーム検討、全体プロセス管理	関係者の紹介、関係者間の仲介	DD支援		価格算定業務	交渉支援
	FA(公開買付代理人業務)				買付者、FA、PE→	書類作成		
	弁護士(法律事務所)	買付者、FA→	スキーム検討	(関係者間の仲介)	DD支援	書類作成・レビュー		交渉支援
	会計士(監査法人)	買付者、FA→	スキーム検討		財務DD等実施	書類作成支援	価格算定業務	
	税理士(税理士法人)	買付者、FA、監査法人→	スキーム検討		税務DD実施			
	金融機関	買付者→				融資証明書、預金証明書発行		
	印刷会社				買付者→	提出データ、印刷物作成等		
	プライベート・エクイティ		スキーム検討		DD実施			条件等の調整・交渉
対象者側	対象者	買付者→						
	FA	対象者→	全体プロセス管理	関係者間の仲介			価格算定業務	交渉支援
	弁護士(法律事務所)	対象者、FA→			DD対応	書類作成・レビュー		交渉支援
	印刷会社				対象者→	提出データ、印刷物作成等		
その他の情報伝達先	大株主	買付者、FA、対象者→						
	株主側弁護士	大株主→						応募契約に係るアドバイス、交渉
	株主側税理士	大株主→						
	メインバンク	買付者、対象者→						
	取引先						買付者、対象者→	
	特別関係者						買付者、FA→	
	官公庁						買付者、FA、対象者→	
取引所						買付者、FA→		

- 注1. 表のA、B、Cは各段階で知りうる情報の内容を示す。A=対象者(買付者)の名前、B=TOBの事実、C=TOBの時期
注2.  は、ケースにより関与することを示す。
注3. → は、情報の入手元を示す。

TOB関連のインサイダー取引 未然抑止のための対応策

- インサイダー取引のリスクを軽減し、事前抑止するための対応策として、以下の点を検討することが有益
 - FAの注意喚起等の役割
 - 情報伝達範囲・内容の限定
 - 情報管理態勢の強化
 - 守秘義務契約締結の奨励
 - 経緯書の内容の充実

TOB関連のインサイダー取引に関する詳細はこちらへ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/torikumi/torikumi.htm>

② 内部者取引における違反行為者の属性

内部者取引を行った違反行為者は、会社関係者及び公開買付者等関係者(以下「関係者」という。)と、関係者から重要事実の伝達を受けた者である、第一次情報受領者(以下「情報受領者」という。)に大別できる。

平成20年度までの各年度においては、関係者が行った事案の件数が、情報受領者が行った事案の件数を上回っていたが、21年度に情報受領者が関係者を上回り、22年度においても同様に情報受領者が上回っている。

平成22年度においては、会社関係者に対する勧告が8件、公開買付者等関係者に対する勧告はなかった。このうち、発行会社又は公開買付者の役員及び社員(以下「役員及び社員」という。)に対する勧告は3件である。

これに対し、契約締結者等に対する勧告は5件であり、21年度よりも増加している。

この契約締結者等とは、発行会社と第三者割当増資について引受契約の締結又は交渉を行っていた者など、発行会社と契約を締結しているか、契約交渉の過程にあった者である。

(表2) 行為者属性(適用条項)別勧告状況

年 度	17	18	19	20	21	22	計
会社関係者(166条)	4	8	9	14	13	8	56
発行会社役員(1項1号)	0	1	1	2	4	1	9
発行会社社員(1項1号)	4	3	3	4	7	2	23
発行会社(175条9項による準用)	0	2	1	0	0	0	3
契約締結者等(1項4号・5号)	0	2	4	8	2	5	21
公開買付者等関係者(167条)	0	0	0	1	4	0	5
買付者役員(1項1号)	0	0	0	1	0	0	1
買付者社員(1項1号)	0	0	0	0	1	0	1
買付者との契約締結者等 (1項4号・5号)	0	0	0	0	3	0	3
第一次情報受領者	0	3	7	4	21	12	47
会社の重要事実(166条3項)	0	3	4	2	12	10	31
公開買付け事実(167条3項)	0	0	3	2	9	2	16
合計	4	11	16	19	38	20	108
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	106

(注) 違反行為者が複数の違反行為を行った結果、属性(適用条項)を重複して計上しているものがある。
このため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数欄数は一致しないものがある。

③ 情報伝達者の属性

情報受領者に重要事実を伝達した者(以下「伝達者」という。)の属性は、関係者と同じく、役員及び社員の伝達による件数は減少したが、契約締結者等の伝達による件数は増加した。

伝達者と情報受領者の関係は、仕事上の関係(株式取得交渉先、取引先、発行会社の監査法人等)とプライベートな関係(小中学校の同級生、元上司、元同僚、同業者、夫婦、交際相手等)とに大別され、依然として、内部情報を得た者が不用意に他者に当該情報を漏らしている事例が見受けられる。

会社の内部情報に接触する機会のある者は、当該情報に基づいて株取引を行わないことはもとより、当該情報を他人に漏らさない、他人を違反行為者にさせないことを心掛ける必要がある。

また、取引先との契約関係において得た内部情報についても、同様に注意する必要がある。

(表3) 情報伝達者の属性

年 度	18	19	20	21	22	計
会社重要事実の伝達(166条)	3	4	2	12	10	31
発行会社役員(1項1号)	2	0	1	4	1	8
発行会社社員(1項1号)	0	1	0	5	1	7
発行会社の業務従事者(1項1号)	0	0	0	0	1	1
契約締結者等(1項4号・5号)	1	3	1	3	7	15
公開買付け事実の伝達(167条)	0	3	2	9	2	16
買付者役員(1項1号)	0	0	0	0	1	1
買付者社員(1項1号)	0	0	0	1	0	1
買付者の業務従事者(1項1号)	0	1	0	1	0	2
買付者との契約締結者等 (1項4号・5号)	0	2	2	7	1	12
うち 買付対象者役員・社員	0	0	2	3	1	6

(注) 同一の違反行為者について、異なる種類の重要事実について複数の伝達者からの伝達を受けているものを重複して計上している。

④ 違反行為に利用された証券口座

これまでの勧告事案において、違反行為に借名口座が使用された件数は、106件中27件である。

借名による取引は、親族や知人などから、既設の口座を借り受けて行われることが多いが、違反行為者が内部者取引を行うため、知人に指示して証券口座を新規開設させた事例も見受けられた。

(表4)違反行為に使用された証券口座

年 度	17	18	19	20	21	22	計
自己名義口座	4	8	13	9	28	17	79
借名口座	0	3	2	7	7	2	21
自己名義口座と借名口座の 両方を使用	0	0	1	1	3	1	6
合計	4	11	16	17	38	20	106

「インサイダー取引は必ず発覚する」

- * 社員によるインサイダー取引が摘発されたX社特別調査委員会による調査報告書(H21年7月公表)より抜粋

「…元社員Aは、SESCによる事情聴取を通じて、SESCの調査力に舌を巻いたと述べている。その上で、元社員AはSESCの調査能力がそこまで高いと知っていたなら、本件インサイダー取引を行うことはなかったと述べており、借名取引であってもSESCの調査能力からすればインサイダー取引は必ず発覚することを周知・徹底することが肝要である。…」

III. 未然防止の重要性と関係者の取組み

(ポイント)

- 未然防止の重要性(関係者による未然防止体制の整備は、インサイダー規制導入時の前提)
- 証券監視委の取組み(広報、課徴金事例集の公表、TOB関連のインサイダー取引の未然防止策を取りまとめ・公表等、市場規律の強化に向けた働きかけ)
- 証券取引所の取組み
(例 一 セミナー開催、内部者取引管理アンケート調査等)
- 市場関係者の取組み(例 一 J-IRISS)
- 発行企業の取組み

未然防止体制の意義

罰則の新設は、もとより新たな犯罪者をつくりだすことを目的とするものではなく、また、罰則を設けることによって直ちに不正行為が防圧されるというものでもない。刑罰は、できる限りの未然防止体制を整備した上でなお違反行為を行う者がある場合にこれに対して科すべきものであろう。証券市場の公正性と健全性に対する投資家の信頼を確保するという観点から重要なのは実際にインサイダー取引が行われないということであり、そのためには未然防止体制の整備が不可欠であるとともに、そのような未然防止体制が整備され、内部情報の取扱いや内部情報を知った者の行動のルールが確立することによって、ひるがえって違反行為の「悪性」も浮き彫りにされることとなるように思われる。

(出典) 横畠 裕介「インサイダー取引規制と罰則」(商事法務研究会 平成元年)

内部者取引の規制の在り方について（未然防止関係・要旨）

内部者取引の規制については、まず、その未然防止に万全を期すという考え方をとる必要がある。このため、重要な情報の発生源である発行会社、有価証券の取引が行われる証券取引所及び有価証券の取引を仲介する証券会社等が適切な未然防止体制を整備するほか、行政当局としても未然防止体制の整備を適切に指導するとともに、的確な対応を行うことが必要である（それに加えて、適切な刑事罰則を整備・運用）。

- ・ 発行会社
→重要な情報の管理の徹底、一般投資家へ適時適切に開示するよう特段の努力
- ・ 証券取引所
→上場会社に対する適時開示の指導強化、適切な開示前の売買取引の停止措置の運用
- ・ 証券会社、金融機関等
→法人関係情報の管理体制、情報隔壁（チャイニーズ・ウォール）の整備
- ・ 行政当局
→証券会社等への監督強化、監視体制の強化、取引所・証券会社との連携
- ・ 未然防止制度
→役員等の自社株短期売買報告制度の充実・強化

未然防止に向けての証券監視委の取組み

■ 広報活動の強化

(証券監視委ウェブサイト: <http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>)

- 年次報告・課徴金事例集の充実
- 各種寄稿・講演
- 「告発の現場から」

■ 市場関係者とのコミュニケーション

- 証券取引所、日証協、証券会社
- 日本弁護士連合会、日本公認会計士協会 等

⇒ 市場規律の強化に向けた働きかけ(第7期活動方針2(2))の一環として努力

未然防止に向けての証券取引所の取組み(例)

■ 内部者取引管理体制

- 第三回全国上場会社内部者取引管理アンケート調査報告書
(H23.8公表)

<http://www.tse.or.jp/sr/unfair/houkoku.html>

- アンケート回答の2,387社のうち

- ・ 97.0%の上場会社が内部者取引管理規程を整備(問1)
- ・ 「決定事実」を重要事実として管理開始する時点について、
4.6%の上場会社が「会社法所定の決定権限のある機関(一般的には取締役会)による決定」時点から管理開始すると回答(問4)
←運用の改善の必要あり

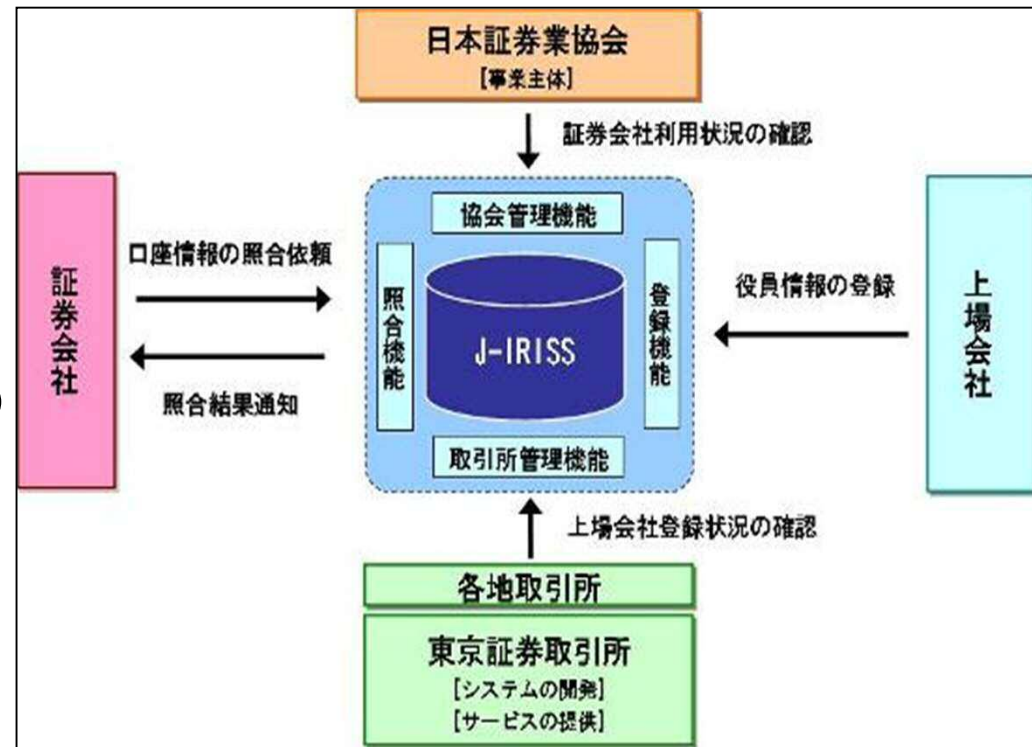
- 東証COMLEC「内部者取引防止規程事例集」(H22.6公表)

<http://www.tse.or.jp/about/books/torihikiboushi.html>

未然防止に向けての市場関係者の取組み(例)

■ J-IRISS <http://www.jsda.or.jp/html/j-iriss/index.html>

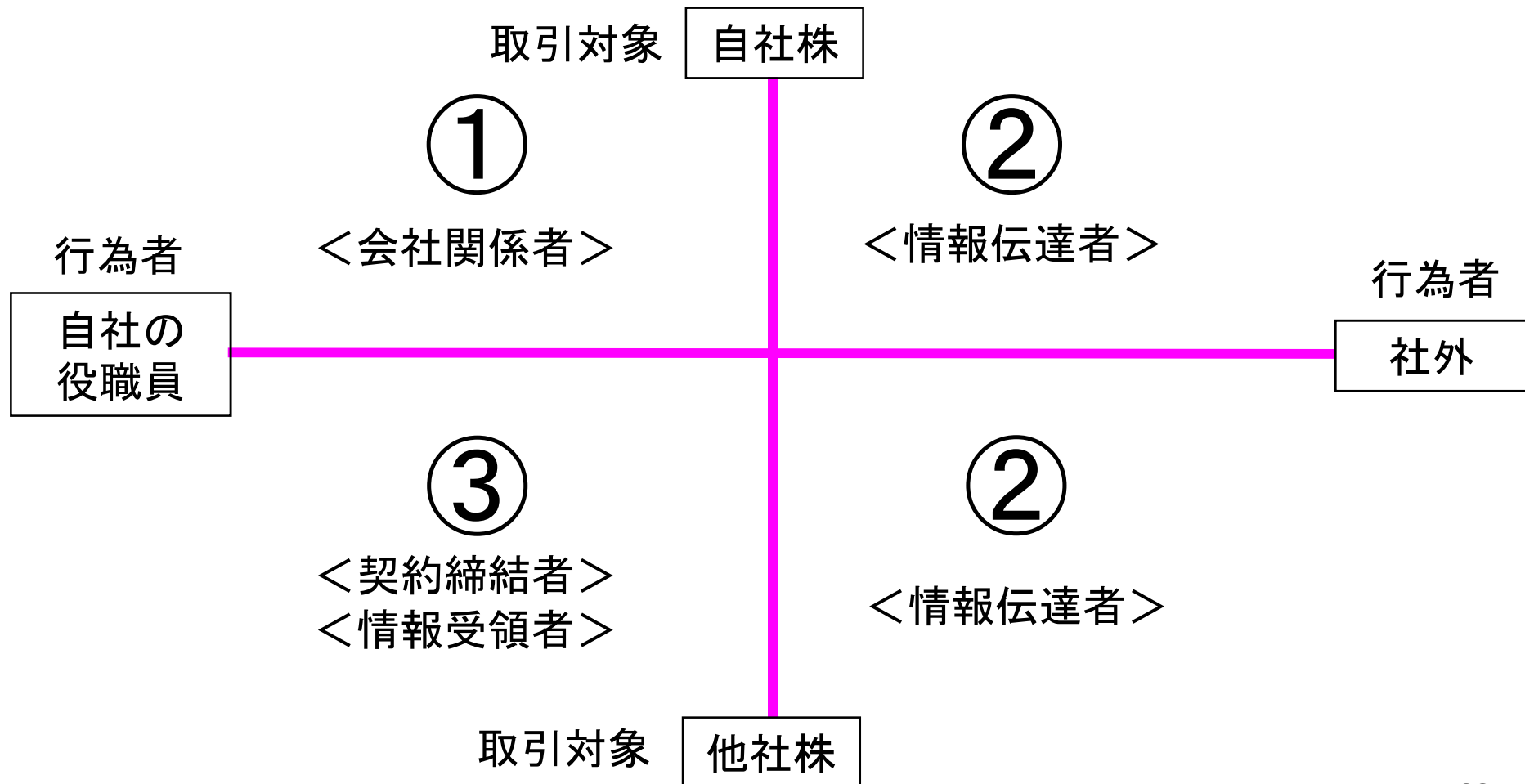
- H21.5より稼動
- 参加上場企業数:
2,047社
…全上場企業の
約56.9%
(H23.11.4現在)



(注) 英国では法令上、上場企業に「内部者リスト」作成・保管・提出の義務あり。

未然防止に向けての発行企業の取組み

(ご検討いただく際の視点)



社内啓発の方法論

- △ 重要事実を教え込む
- ◎ 規制の基本理念を教え込む
 - 一般投資家が知ることができない情報を知っている者はその会社の株売買をしてはいけない
(発行会社の秘密情報を知っているものによる抜け駆ける的株売買は禁止)
 - 動機・目的は無関係(うっかりインサイダーにも注意)

未然防止に向けての発行企業の取組み(つづき)

- ① 自社の役職員による自社株のインサイダー取引
 - 社内での研修・周知
 - ⇒ ルールの理解とともに、インサイダー取引規制の基本的理念、プリンシプルの理解を
 - 内部者取引管理体制の整備、J-IRISSへの役員情報の登録
 - 情報管理の徹底
 - (※ 自社の経営破綻や不祥事を「重要事実」とする事例も)
 - ⇒ 重要事実は正式な機関決定よりも相当早い時期に実質的な決定がなされたと認定されるのが通常であり、社内体制の整備もこれを前提に
 - 重要事実の公表の迅速化(タイムリー・ディスクロージャー態勢)

- ② 社外への情報伝達／漏えいによるインサイダー取引
 - 情報管理の徹底・重要事実の公表の迅速化
 - (安易な情報伝達の防止、情報伝達範囲・内容の限定 等)
 - 守秘義務契約の奨励
 - ⇒ TOB関連のインサイダー取引未然防止策を参考に

未然防止に向けての発行企業の取組み(つづき)

③ 自社の役職員による他社株のインサイダー取引

- 社内での職業倫理教育
- 自社の業務特性から生じるリスクの管理(情報管理、取引管理等)

※ 社員が他社株のインサイダー取引で摘発を受けた銀行の第三者委員会調査報告書(H21.11提出・H22.7公表)より抜粋

「…本件行為者は、法令違反(インサイダー取引)の可能性を認識し、かつ、当行のインサイダー取引防止ルール(現行ルール)に違反することを認識しながら、発覚を免れる目的で借名口座を利用して多数の株取引を反復継続的に行ったものであり、その行為態様は悪質である。また、本件行為者は多くの機微情報に日常的に触れ、他の企業の従業員よりも厳格な守秘義務を負うべき銀行員であるにもかかわらず、さしたる心理的抵抗もなく、常習的に当行の顧客に関連する業務上の情報を私的に利用した株取引を行っていたものである。したがって、本件は「単発的なインサイダー取引事件」ではなく、「銀行員が守秘義務に違反する取引を常習的に行い、その一部がインサイダー取引の疑いを招くに至った事件」と評価すべきであろう。…」

結びに代えて

～真の規律が効いた市場の実現を目指して

⇒ 真の「規律」が効いた市場へ

⇒ 日本の資本市場の健全な発展、国民経済
への貢献

証券監視委ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

情報提供は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

tel: 03-3581-9909